第7章　重点的な取組が必要な廃棄物の処理に関する方針

１　バイオマス

○　現状

・　廃棄物系バイオマスの排出量は、平成28年度では年間34,889千トンと推計され、全廃棄物排出量の約９割を占めています。

・　このうち、古紙、生ごみ等の一般廃棄物は2,374千トン、有機性汚泥や動物のふん尿等の産業廃棄物は30,637千トン排出されており、産業廃棄物が廃棄物系バイオマス排出量の88%を占めています。

・　廃棄物系バイオマスの利活用率は89.8%となっており、一般廃棄物では52%に留まっていますが、産業廃棄物では97%が利活用されています。

表３　廃棄物系バイオマスの排出・利活用状況（平成28年度）

区分		排出量（千ｔ）		利活用量（千ｔ）		利活用率（%）
			炭素換算量（千ｔ）		炭素換算量（千ｔ）	
一　般廃棄物	紙類	1,233	438	678	241	55
	生活系・事業系生ごみ	519	22	54	2	11
	し尿等	623	8	146	2	23
	小計	2,374	468	881	245	52
産　業廃棄物	動物のふん尿	19,305	1,152	19,302	1,152	100
	その他の有機性廃棄物	13,210	1,048	12,118	998	92
	小計	32,515	2,200	31,420	2,150	97
計		34,889	2,668	32,301	2,395	90

※　単位未満は四捨五入しているため、内訳の集計と合計欄の値が一致しない場合がある。

○　課題

・　一般廃棄物系バイオマスの利活用が進んでいない状況にあり、特にその利活用率が11.0%に留まっている生ごみ（事業系、家庭系）は、発生形態や地域に応じた取組を進めることが必要です。

・　産業廃棄物系バイオマスのうち63%を占める動物のふん尿は、そのほとんどが堆肥として利用されていましたが、FIT制度の利用により、エネルギー利用を含む複合的な利用等が進められてきました。しかし、系統連系の容量不足やFIT制度による買取期間終了の問題から、FITに頼らないシステムの構築等、地産地消によるエネルギーの循環が重要となっています。

○　令和４年度目標

区分	現状（平成28年度）	目標（令和４年度）
廃棄物系バイオマス利活用率	89.8%	90%以上

※「目標」は北海道バイオマス活用推進計画の目標年度の目標値。なお、社会的情勢により変動が大きいものと考えられるため、同計画の改定・見直しの際に考慮するものとする。

○　基本的な方向

バイオマスの利活用の促進により、地域循環共生圏の形成・拡大を図ります。

①　道のワンストップ窓口の活用によるバイオマス利活用の取組の拡大

② 生ごみの分別の徹底等及びバイオマスとしての利活用によるリサイクルの推進
③ 動物のふん尿の適正な管理と利用（堆肥化、他のバイオマスとの複合的利用）
④ 下水汚泥の堆肥・土木資材の原料等やエネルギー源としての適正な利用
⑤ 有機性汚泥の減量化の促進、減量化後の堆肥化、土壌改良材等としての利用
⑥ 動植物性残さの飼肥料としての適正な利用
⑦ 廃食用油の燃料化
⑧ 廃棄物系バイオマスの高度な再生利用に向けた試験研究の推進

○ 道の主な施策

① ワンストップ窓口を活用して、道庁内の効率的な施策の推進に係る調整を行うとともに、市町村や事業者等に対する情報提供、相談対応、市町村間の連携調整等を進め、バイオマスの利活用の取組の拡大・ネットワーク化を促進します。
② １人１日当たりのごみ排出量やリサイクル率が目標値に達成していない市町村の生ごみの分別や減量化を加速するよう重点的に対応します。
③ 生ごみやし尿、下水汚泥、動物のふん尿等、複数のバイオマスによるエネルギー利用等、複合的な利活用に向けた技術的支援を行います。
④ 動物のふん尿は、地域の実情を踏まえ、集中・個別処理施設を有機的に組み合わせた動物のふん尿処理施設の整備を促進します。
　また、メタン発酵を活用した消化液や戻し堆肥の敷料利用等の複合的利用及びエネルギー利用を促進します。
⑤ 下水汚泥は、堆肥や土木資材の原料等としての利用に加えて、バイオガス化によるエネルギーとしての利用を促進します。
⑥ 動植物性残さ等の食品廃棄物は、「食品ロス削減推進法」や「食品リサイクル法」に基づく地域の食品関連事業者、再生利用事業者等における発生抑制や再生利用に係る取組が推進されるよう、国の関係機関や市町村と連携しながら情報提供や助言等に努め、利活用システムの構築を促進します。
⑦ 廃食用油を原料とするバイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）の利活用を促進するため、製造事業者等を対象とするセミナーの開催や「バイオディーゼル燃料導入マニュアル」の活用など普及啓発を進めます。
⑧ 廃棄物処理法に基づく再生利用の指定制度を適切に運用するとともに、適正な利用を指導します。
⑨ 再生利用技術の研究開発や実用化の検討に係る指導・助言等を行います。

２ その他の重点的な取組が必要な廃棄物

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ＰＣＢ廃棄物）

○ 現状

・ 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「ＰＣＢ特別措置法」という。）に基づく道及び政令市への保管状況等の届出では、平成 30 年 3 月末現在、道内で保管されているＰＣＢ廃棄物は、トランスが 315 事業所 12,985 台、コンデンサが 238 事業所で 1,499 台、蛍光灯安定器が 192 事業所で 19,973 個等となっています。
・ また、平成 30 年３月末現在、使用されているＰＣＢ使用製品は、トランスが 175 事業所で 315 台、コンデンサが 17 事業所で 111 台、蛍光灯安定器が 38 事業所で 561 個等となっています。
・ 国内のＰＣＢ廃棄物の処理は、国が中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「ＪＥＳＣＯ」

という。）を活用した拠点的広域処理施設による処理体制を整備し、北海道ＰＣＢ処理事業所を含めて全国５箇所で事業が進められているほか、微量のＰＣＢに汚染された廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度等を活用し、既存の廃棄物処理施設での処理が進められています。

・　ＪＥＳＣＯの北海道事業は、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「ＰＣＢ処理計画」という。）に沿って、室蘭市内に設置された処理施設で、平成 20 年５月から高圧トランス・コンデンサ及び廃ＰＣＢ等を、平成 25 年９月から安定器等・汚染物の広域的な処理を行っています。

・　国では、ＰＣＢ廃棄物処理開始後に明らかになった課題に対応するため、平成 26 年６月に国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「処理基本計画」という。）を変更し、北海道事業の計画的処理完了期限は、高圧トランス・コンデンサ等が令和５年（平成 35 年）３月末、安定器等・汚染物が令和６年（平成 36 年）３月末とされています。

・　また、計画的処理完了期限内に高濃度ＰＣＢ廃棄物のＪＥＳＣＯへの処分委託を終え、処理期限内に一日でも早く安全かつ確実に高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理を完了するため、国においては、平成 28 年５月にＰＣＢ特別措置法を改正し、計画的処理完了期限の前の時点での処分期間（ＰＣＢ特別措置法第 10 条第１項の規定に基づく、計画的処理完了期限の１年前の日）の設定や、都道府県知事による報告徴収及び立入検査の権限強化等の追加的措置を講じることとしました。

・　道においても、平成 29 年３月にＰＣＢ処理計画を変更し、新たに拡充された権限等を有効に活用して、ＰＣＢ廃棄物の適正処理を具体的に推進する方策を明らかにし、排出者責任のもと処理期限内の確実かつ適正な処理を推進していくこととしています。

○　課題

・　未届けのＰＣＢ廃棄物やＰＣＢ廃棄物の一部が所在不明となっていたり、企業の倒産等により保管者が不在となっているなどＰＣＢ廃棄物の保管責任が課題となっている事例があります。

・　ＰＣＢ廃棄物について排出者責任のもと処分期間内での確実な処分を徹底させるため、掘り起こし調査による未届出の保管事業者の把握や、把握された保管事業者に対して早期処理を強く働きかける必要があります。

・　ＰＣＢ廃棄物処理事業においては、処理期限内に安全かつ確実に処理を進めるため、今後も引き続き、関係機関と連携し、保管事業者等に対し適正な保管と早期処理への協力を求めるとともに、「北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議」や事業報告会などを通じて、処理事業の監視や地域住民への積極的な情報の公開を行う必要があります。

○　令和６年度目標

全てのＰＣＢ廃棄物の適正保管と適正処理

区分	現状（平成 31 年度）	目標（令和６年度）
トランス・コンデンサ等の処理率	93.3％	100％
安定器等・汚染物の処理率	51.7％	100％

○　基本的な方向

①　北海道内における未届出のＰＣＢ廃棄物等の把握及び早期処理の指導

②　ＰＣＢ特別措置法及び廃棄物処理法に基づく届出、適正な保管、処理等の周知・指導

③　ＰＣＢ処理計画に基づく計画的なＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用製品の早期処理の推進

④　ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る住民への情報公開とＰＣＢ処理事業者に対する監視・指導

○　道の主な施策

①　道内の未届出のＰＣＢ廃棄物等を把握するための掘り起こし調査を実施するとともに、把握された保管事業者に対して適正保管や届出、早期処理を指導します。

②　保管事業者に対するＰＣＢ特別措置法及び廃棄物処理法に基づく立入検査により、届出や適正保管と早期処理を指導します。

③　安全かつ効率的な収集運搬の確保のため、収集運搬業者への指導、普及啓発を行います。

④　ＰＣＢ処理計画に基づくＰＣＢ廃棄物の安全かつ確実な処理を推進します。

⑤　国やＪＥＳＣＯに対してＰＣＢ廃棄物の処理期限内での安全かつ確実な処理の推進を要請します。

⑥　「北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る広域協議会」で、道及び東北・北陸・甲信越・北関東 15 県並びに南関東１都３県のＰＣＢ廃棄物の処理、収集運搬等に係る協議調整を行います。

⑦　関係機関との連携、データベースの活用等により、ＰＣＢ廃棄物保管事業者等への指導、普及啓発や保管事業者名の公表を行います。

⑧　環境モニタリングの実施や北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議の活動、立入検査等を通じて、北海道事業の安全性に関する監視・指導を行います。

⑨　事業報告会などを通じて、地域住民等に対し、ＰＣＢ廃棄物処理事業の進捗状況などＰＣＢ処理に関する情報提供を行います。

【関係法令等】ＰＣＢ特別措置法、電気事業法、消防法、廃棄物処理法、
危険物の規制に関する政令等

(2)　使用済自動車

○　現状

・　使用済自動車の平成 30 年度における引取報告件数は 187.6 千件でした。解体業者が中古部品等を回収し、その後破砕業者により有用金属等が回収され、その際に発生するシュレッダーダストが自動車製造業者等によってリサイクルされています。

・　「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき平成 16 年 7 月から解体業及び破砕業に係る許可制度が開始され、平成 17 年 1 月からは自動車所有者によるリサイクル料金等の預託等法制度が本格施行されたことにより、新たな使用済自動車の不法投棄や長期間保管は激減し、平成 30 年度末現在で、長期保管が確認されている使用済自動車は 543 台です。

○　課題

長期保管使用済自動車の適正処理を更に進めるとともに、自動車リサイクル業者の不適正な保管を監視する必要があります。

○　令和６年度目標

区分	現状	目標（令和 6 年度）
使用済自動車の長期保管件数	H30 末　543 台	ゼロ

○　基本的な方向

① 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正な引渡し（所有者）
② 自動車リサイクル法に基づくリサイクル・適正処理（引取業者等の関連事業者）及び廃棄物処理法に基づく適正保管

○ 道の主な施策

① 自動車リサイクル法及び廃棄物処理法に基づく引取業者・フロン類回収業者の登録、解体業者・破砕業者への監視・指導を行います。
② 行政機関や関係団体と連携し、使用済自動車のリサイクルに関する普及啓発等を行います。

【関係法令等】自動車リサイクル法、都市計画法、廃棄物処理法等

(3) アスベスト

○ 現状

・ アスベストは耐熱性、柔軟性、絶縁性、経済性などに優れているため、平成 18 年にごく一部の製品を除き全面的に使用等が禁止されるまで、建築材料を中心に幅広く使用されてきました。
・ アスベスト廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物である廃石綿等*は、平成 29 年度では年間約 3 千トン排出され、ほぼ全量が管理型産業廃棄物処分場で処理基準に沿って処分されています。
・ 廃石綿等以外のアスベスト廃棄物である石綿含有産業廃棄物は、安定型産業廃棄物処分場等で処分されています。

＊１ 廃石綿等：廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去除去事業に係るもの等であって、環境省令で定める飛散性のもの

○ 課題

アスベストを使用した建築物の解体が、令和 10 年頃にピークを迎えると予測されていることから、今後発生するアスベスト廃棄物の適正な処理及び処理施設の継続的な確保が必要です。

○ 令和６年度目標

全てのアスベスト廃棄物の適正処理

○ 基本的な方向

① 建築物等所有者によるアスベスト使用状況の確実な把握と有資格者による解体時のアスベスト廃棄物の適正な管理
② アスベスト廃棄物の処理における排出者責任の徹底と処理施設の確保
③ アスベスト廃棄物の適正処理

○ 道の主な施策

① アスベスト問題対策連絡会議等の開催により、アスベストの使用、処理実態を把握し、関係部局と情報共有を図るとともに、処理施設の確保を図ります。
② 大気汚染防止法、廃棄物処理法等に基づき、アスベスト廃棄物排出事業場の監視指導を行います。
③ アスベスト廃棄物処理業者の監視指導を行い、アスベスト廃棄物の処理基準に沿った安全・確実な処理の確保を図ります。

【関係法令等】大気汚染防止法、廃棄物処理法等

(4)　感染性廃棄物

○　現状

・　感染性廃棄物は、平成 29 年度では年間 32 千トンが排出され、そのほとんどが道内の処理業者により焼却処理されています。

・　感染性廃棄物は、一部の医療関係機関の認識不足による委託基準や保管基準を満足しない事例が見られます。

・　在宅医療廃棄物は、一般廃棄物に該当し、原則として市町村にその処理責任がありますが、平成 24 年度の調査では、道内の市町村で、一般廃棄物処理計画への記載や内規等で明確にしているものは 60(34%)、計画への記載等は無いものの何らかの処理方針が定められているものは 88(49%)、全く定めていないものは 31(17%)となっています。

○　課題

・　感染性廃棄物はその性状から、廃棄物処理法に基づき、発生、排出から処分まで厳重な管理の下、確実かつ迅速な処理を行う必要があります。

・　在宅医療からの注射針等の排出は、高齢化が進み自宅療養者が増えるなど、今後ますます増加することが予想され、在宅医療廃棄物の適正処理と事故の未然防止を図る観点から、市町村の一般廃棄物処理計画や内規にその処理について明記し、適正な処理体制を確保する必要があります。

○　令和６年度目標

全ての感染性廃棄物の適正処理

○　基本的な方向

①　感染性廃棄物の適正な保管・処理及び表示の徹底

②　在宅医療廃棄物の適正な処理体制の確立

○　市町村の責務

市町村は、在宅医療廃棄物を含めた感染性一般廃棄物の処理体制の構築など適正な処理に必要な措置を講ずるものとします。

○　道の主な施策

①　排出事業者、処理業者に対する監視指導及び感染性廃棄物処理マニュアルの普及啓発により、感染性廃棄物の適正処理を進めます。

②　必要に応じて、関係機関で構成する会議の開催や研修会への講師派遣、啓発資料の配布等を行うこととし、適正な処理を促進します。

③　国の在宅医療廃棄物に関する手引等を踏まえ、在宅医療廃棄物を含めた感染性一般廃棄物の処理に関し、市町村の一般廃棄物処理計画等への位置づけと処理体制の確立を促進します。

【関係法令等】感染症予防法、廃棄物処理法等

(5)　プラスチックごみ

○　現状

・　プラスチックごみは不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋への流出があると推計され、地球規模での環境汚染が懸念されています。

・　国内では、容器包装等のリサイクル率 27.8%と熱回収率 58.0%を合わせて 85.8%の有効利用率となっています。

○　課題

・　プラスチックごみはアジア各国による輸出規制が拡大しており、これまで以上に源循環の徹底や排出削減に向けた効果的な取組が求められています。

○　令和６年度目標

プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと

○　基本的な方向

①　これまで取り組んできた３Ｒうち２Ｒを優先した施策の継続

②　道内外の先進的な取組事例などの発信

○　道の主な施策

①　関係団体と連携して、容器包装の簡素化等の取組を促進します。

②　北海道警察、海上保安庁等により構成される「廃棄物不法処理対策戦略会議」等により、関係機関が連携して、不法投棄等の未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実に努めます。

③　国の事業を活用した海岸における漂着物の回収処理を推進します。

第8章　廃棄物の処理に関するその他の方針

１　優良な産業廃棄物処理業者の育成

○　現状

・　国では、平成23年4月より、5年間の法令遵守、会社情報・経理状況などを積極的に公開する等の基準を満たした産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が認定する、優良産廃処理業者認定制度の運用を開始し、全国の優良認定業者の情報を公開しています。

・　公益社団法人北海道産業資源循環協会では、優良認定を受けた会員の情報を公開しています。

・　道においても、優良認定業者の情報を公開するとともに、産業廃棄物の適正処理を推進するため、循環条例に産業廃棄物処理業者の育成規定を設け、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めています。

○　課題

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者に処理を委託しやすい環境を整備するためには、より多くの優良認定業者が必要です。

○　令和６年度目標

区分	現状	目標（令和６年度）
廃棄物処理法に定める優良認定された産業廃棄物処理業者数（道内）	H30末　60者	200者

○　道の主な施策

〈優良な処理業者の育成〉

①　処理業者が実施する廃棄物処理に係る勉強会等に率先して講師を派遣します。

②　各種研修会、産業廃棄物処理業に係る講習会等を通じて優良認定制度の普及を図ります。

③　業界団体の実施している研修会やセミナー、排出事業者・処理業者に対する法律解釈等の情報提供等の多様な活動を支援することにより、優良認定業者の増加を図ります。

〈違反行為への厳正な対処〉

①　廃棄物処理法に基づく改善命令や許可取消など厳格な行政処分を実施するとともに、それらの情報をホームページ等で積極的に開示します。

②　処理業者が不法投棄等の違反行為をしたときは、警察と連携を密にし厳正に対処します。

〈排出事業者への情報提供等〉

①　排出事業者に対して優良認定業者に係る情報提供を行うとともに、優先的な選択を促します。

２　不法投棄等防止対策等の不適正処理対策

○　現状

・　道内の市町村が把握した一般廃棄物の不法投棄は、平成29年度では9,164件であり、このうち、生活系ごみが6,278件(68.5%)、事業系ごみが239件(2.6%)、不明が2,647件(28.9%)となっており、過去10年間の推移を見ると、不法投棄の件数は平成23年度までゆるやかな増加傾向でしたが、平成24年度以降は減少傾向にあります。

品目別では、廃タイヤが8,259本で最も多く、次いで廃家電（家電リサイクル法対象品目と対象外品目の合計）が3,779台となっています。

不法投棄が確認された場所は、公道が最も多く4,389件、続いて、ごみ収集場所2,846件、

山林 638 件、民有地 487 件等となっており、その対応状況は、市町村による撤去が 8,398 件、警察へ通報したものが 259 件、投棄者に対する撤去指導等が 201 件等となっています。

・　産業廃棄物の不法投棄の判明件数は横ばい傾向にあり、平成 29 年度では 8 件でした。不法投棄量の 88.4%が行為者不明であり、92.2%が、がれき類や木くずなどの建設系廃棄物で占められています。

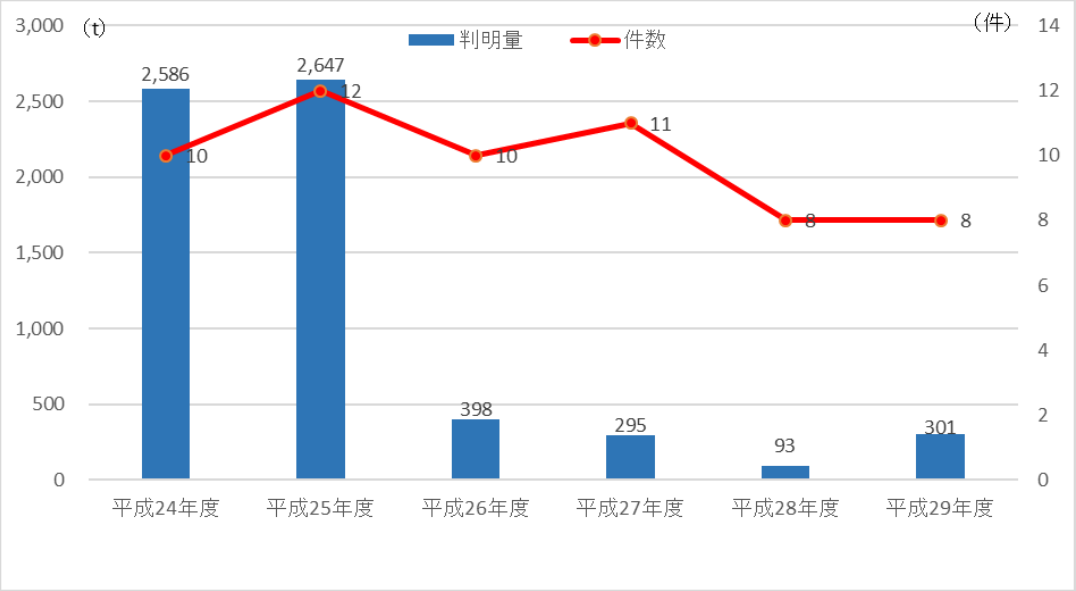

図６－１　産業廃棄物の不法投棄判明件数の推移（道内）

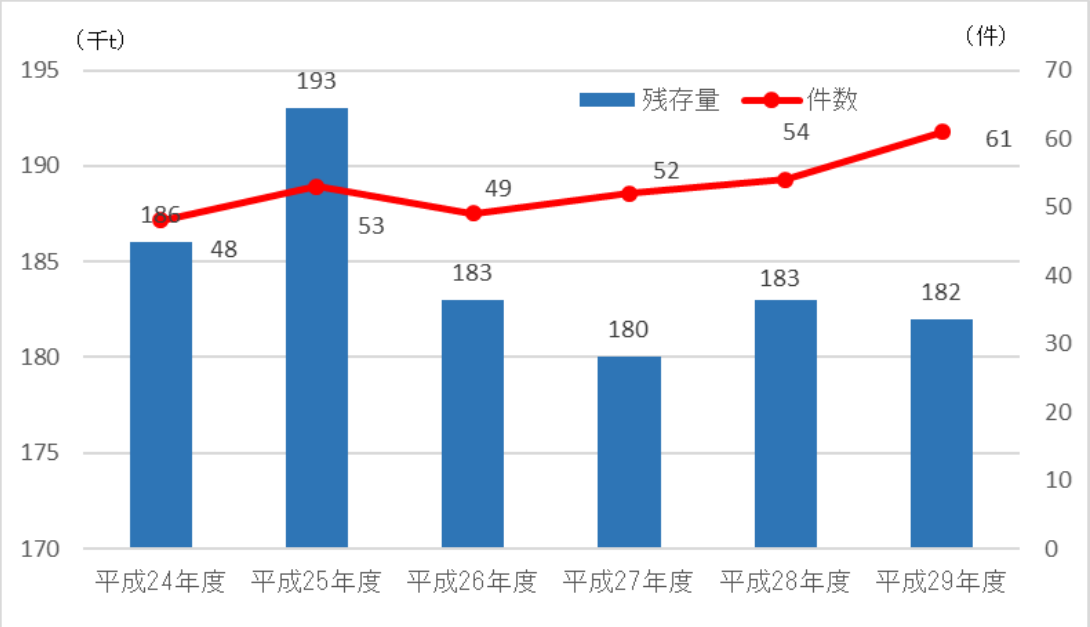

※　廃棄物処理法第 12 条第 1 項、第 12 条の２第 1 項に規定する処理基準に適合しない処分が行われたもの及び法第 16 条の規定に違反し投棄されたもので、1 件あたりの量が 10 トン以上の事案

図６－２　産業廃棄物の不法投棄等残存状況の推移（道内）

○　課題

・　残存している不法投棄による生活環境保全上の支障は確認されていませんが、計画的に調査を行い、原因者が特定されていないものは、関係者の協力を求め、原状回復していく必要

があります。

・　長期化した不法投棄は、原状回復が進まない傾向にあるため、道民、事業者、道、市町村等、全ての主体が監視の目となり、早期発見、早期対応に努める必要があります。

・　一般廃棄物の不法投棄案件では、市町村が支出する撤去・処分費用がかさむことも多く、未然防止に向けた一層の取組が必要です。

・　建設工事等では、発注者、元請業者、下請業者など廃棄物を取り扱う者が多数存在するという特殊性等から、排出者責任の徹底を図る必要があります。

○　令和６年度目標

区分	現状	目標（令和６年度）
産業廃棄物の大規模不法投棄事案（投棄量が 10t を超えるもの）の判明件数	H27　4 件 H28　2 件 H29　4 件	ゼロ
産業廃棄物の不法投棄等残存件数と残存量	H29 末　61 件※ 182 千トン※	残存件数、残存量ともに、現状より減少

※　１件あたりの量が 10 トン以上のもの

○　基本的な方向

①　不法投棄等の不適正処理の未然防止及び早期発見、早期対応

②　不法投棄等の不適正処理の原因者への厳正な対処

○　道民の協力

①　一般廃棄物の適正処理に係る市町村の施策に協力するものとします。

②　身近な地域の不法投棄等発生防止のため普段から注意を払い、不法投棄等を発見した場合は、道又は市町村、警察等へ通報するなど早期発見、早期対応に協力するものとします。

③　土地を所有し又は管理する者は、当該土地において廃棄物の不適正な処理が行われないようその土地の適正な管理に努めるものとします。

○　排出事業者の責務

①　排出事業者責任を徹底し、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとします。

②　廃棄物の処理を廃棄物処理業者へ委託する場合は、法令に基づき適正な委託を行うとともに、処理委託した廃棄物の最終処分が終了するまで、その処理状況を適切に把握・管理するものとします。

③　企業の環境行動の一環として、不法投棄等の未然防止のために企業をあげて普段から注意を払うとともに、不法投棄等を発見した場合は、速やかに道又は市町村、警察等へ通報するものとします。

○　処理業者の責務

①　廃棄物処理法を遵守し、廃棄物の適正処理を推進するものとします。

②　処理を受託した廃棄物の処理状況を、適宜、排出業者に情報提供するものとします。

③　業界団体は、市町村、道等の関係機関が行う不法投棄防止対策に積極的に協力するものとします。

○　市町村の責務

①　一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の適正処理を推進するものとします。

②　管轄する地域の不法投棄等の監視を行い、関係機関への連絡調整を行うものとします。

③　一般廃棄物の不法投棄等を認知した場合は、原因者を究明し、原状回復措置を講じさせるとともに、警察に通報するなど厳正に対処するものとします。

○　道の主な施策

〈監視活動〉

①　残存する不法投棄等の不適正処理の状況を的確に把握し、状況に応じた対策を検討の上、原状回復に向けて計画的に対応します。

②　循環条例に基づき産業廃棄物の保管状況を把握し、産業廃棄物の放置等の未然防止を図ります。

③　廃棄物処理業者、収集運搬業者、不適正処理現場等への立入検査を実施するほか、環境月間（６月）と廃棄物適正処理推進月間（１０月）には、北海道警察、海上保安庁、関係団体等と連携し、休日・夜間監視、路上検問やヘリコプター監視など、監視活動を重点的に実施します。

④　可搬型監視カメラや無人航空機（ドローン）など、新たな技術も活用しつつ、監視活動の拡充に努めます。

⑤　悪質・巧妙化する不法投棄等に的確に対応するため、警察ＯＢ等の不法投棄等の対応について必要な知識と経験を有し積極的な職務を遂行できる者を主な振興局に配置します。

〈情報収集〉

⑥　フリーダイヤル「産廃１１０番」を設置するとともに、民間団体等との不法投棄等撲滅協定により、違法な行為の未然防止・早期対応を図ります。

〈個別事案対応〉

⑦　排出事業者責任の周知を図るとともに、関係者との連携により、排出事業者、処理業者等に対し、的確に指導・助言を実施します。

⑧　処理基準に適合しない処理については、行政命令を迅速に行います。

　また、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、警察との連携により、厳正に対処します。

〈関係機関との連携〉

⑨　北海道警察、海上保安庁等により構成される「廃棄物不法処理対策戦略会議」等により、関係機関が連携して、不法投棄等の未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実に努めます。

⑩　市町村とともに一般廃棄物に係る効果的な不法投棄等の対策を推進するため「地域別廃棄物不法処理対策戦略会議」で適切な対策を検討します。

⑪　地域の特性や課題を踏まえ、道民・企業・団体・行政が連携し、不法投棄等の未然防止など環境保全に向けた行動への取組を支援します。

〈普及啓発〉

⑫　新聞広告やJR、バスを利用した交通広告の実施、ポスター・チラシを作成し、関係団体等へ配布することにより、普及啓発を行います。

　特に、環境月間（６月）と廃棄物適正処理推進月間（１０月）には、広報活動などを通じて、住民の理解の促進を図ります。

３　道外産業廃棄物の取扱い

○　現状

・　道外で排出された産業廃棄物（以下「道外産業廃棄物」という。）は、循環条例に基づき、排出事業者が知事と協議（以下「事前協議」という。）し、知事がその内容を確認の上、道外産業廃棄物の搬入を認めています。

　平成 29 年度は、ばいじん 376 千トン、汚泥 67 千トン、廃プラスチック類 25 千トンが、循環的利用のため道内に搬入されています。

・　なお、ＰＣＢ処理計画に基づくＰＣＢ廃棄物を処理する拠点的広域処理施設や、水銀又はその化合物を含む産業廃棄物を処理し、水銀を回収する施設で特殊な処理が行われる場合は、その特殊性や適正処理の確保等を勘案し、事前協議の対象外としています。（ＰＣＢ廃棄物は道内で積み替え又は保管を行わずに当該施設まで運搬するときに限る）

　平成 30 年度は、ＰＣＢ廃棄物は高圧トランス等が 2,699 台, 安定器等が約 900 トンが、その処理のために道内に搬入されています。

○　課題

・　ＰＣＢ廃棄物は、高圧トランス・コンデンサ等が東北等 15 県、安定器等・汚染物が 15 県のほか東京都等１都３県から道内に搬入されることになっていますが、それぞれ処理期限が定められていることから、期限までに安全かつ確実に処理が行われる必要があります。

・　道内に搬入される産業廃棄物は、増加していることから、適切に循環利用され、道内の産業廃棄物の処理に支障が生じることのないように、確認を徹底する必要があります

・　水銀は、「水銀に関する水俣条約」の発効により、今後その利用が制限されることから、道内搬入のあり方について検討する必要があります。

○　令和６年度目標

全ての道外産業廃棄物（道内搬入分）の適正処理

○　基本的な方向

　道外産業廃棄物の受入れは、専ら道内で循環的な利用を行うためのものに限り、道内から発生する廃棄物の処理に支障を来さない場合であることなど、循環条例に基づき、適正に対応します。

○　道の主な施策

①　循環条例に基づく道外産業廃棄物の事前協議の周知の徹底を図るとともに、協議をしないで搬入した者に対しては条例に基づき厳正に対処します。

②　事前協議の内容の確認に当たっては、循環条例で規定されている確認事項のほか、道内で排出された産業廃棄物の処理状況に留意します。

③　必要に応じて、関係機関と連携し、道外産業廃棄物に係る監視を行います。

４　普及啓発等

○　現状

・　道や市町村、関係機関・団体は、連携・協力しながら３Ｒや適正処理に関する普及啓発、環境教育を実施しています。

・　令和元年度の道民意識調査の結果でみると、ごみの減量化やリサイクルを意識している人は 93％を超え、実践している人*1 は全体の約 21％～68％となっています。

　また、事業者における環境に配慮した取組として、環境管理システムの認証取得事業所

数*2でみると、平成28年度では569件となっています。

・　平成19年度から設置した産廃110番の通報受理件数でみると、毎年約30～60件程度で推移しています。

＊１　実践している人:「いつも取り組んでいる 」(35.5%)から、これに「ときどき取り組んでいる」(43.3%)」を加えた割合を範囲とした。

＊２　環境管理システムの認証取得事業所数：３種類の環境管理システム（国際規格の「ISO14001」、環境省が策定した中小企業向けの「エコアクション21（EA21)」、北海道独自の「北海道環境マネジメントシステム・スタンダード（HES)」の認証を取得している道内事業所数の合計（累積)。

○　課題

３Ｒの取組を意識している道民の割合に比べ、実践している人の割合が低く、３Ｒの取組を推進することが求められています。

また、３Ｒの取組を進めていく上では、３Ｒに優先する２Ｒを意識することが大切です。

○　基本的な方向

道や市町村、関係機関・団体により連携した普及啓発、環境教育の推進

○　道の主な施策

①　「地球温暖化対策に係る『第４期　道の事務・事業に関する実行計画』」に基づき、率先して環境への負荷の少ない行動を実践するとともに、道民・事業者の取組を促します。

②　廃棄物の発生・排出を抑制する模範的な取組を行っている事業者を表彰する「北海道ゼロ・エミ大賞」を実施し、排出抑制に関する意識の醸成を図ります。

③　「３Ｒ推進月間」等で、広報媒体や各種イベントを利用し、３Ｒや適正処理の取組に関する普及啓発等を国、市町村、関係団体と連携しながら行います。

また、道のホームページで、３Ｒの各種法制度による取組を紹介します。

④　道内における一般廃棄物のリサイクルの状況や「北海道ゼロ・エミ大賞」の表彰を受けた事業者の先進的な取組を紹介する「３Ｒハンドブック」を作成し、広く配布します。

⑤　ポスターや標語の公募・作品に対する表彰・展示等により、３Ｒや適正処理に係る小中学生の意識の向上を図ります。

⑥　住民団体や学校等が開催する環境問題に関する学習会等に講師を派遣し、地域の３Ｒ推進の取組を支援します。

⑦　道民、事業者に対するグリーン購入の普及啓発等により、再生品の利用拡大を進めます。

５　支援体制

○　現状

・　地方独立行政法人北海道立総合研究機構では、廃棄物処理の適正処理、リサイクル関連の民間企業に対する技術的支援、共同研究等に取り組んでいます。

・　道では、循環資源利用促進税を財源として、産業廃棄物の循環的利用に関する情報の提供や排出抑制・リサイクルに係る設備整備や研究開発への支援などを行っています。

○　課題

・　廃棄物の処理や利用技術が多岐にわたっている中で、専門の窓口がないなど調査研究や技術指導体制が必ずしも十分とは言えない状況です。

・　事業者において、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル製品の開発等、循環型社会の形成に係る取組が進められてきていますが、循環型社会ビジネスの振興の観点から、循環資源

のより一層の利用拡大に向けた継続的な支援が必要です。

○　道の主な施策

①　地方独立行政法人北海道立総合研究機構等と連携し、廃棄物の適正処理等に関する研究や民間企業への支援等を進めます。

②　産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに係る設備整備・研究開発への支援を行います。

③　リサイクル製品の物流ルート検証、コスト算定等を目的として行う実証実験や市場調査に係る経費への支援を行います。

④　中小企業における産業廃棄物のリサイクル等に関する課題解決のため、事業者等にリサイクルアドバイザーを派遣します。

⑤　「北海道再生品利用拡大方針」に基づき導入した「北海道リサイクル製品認定制度」及び「北海道リサイクルブランド認定制度」により、リサイクル製品の認定を行い、認定製品の率先使用、認定制度や製品に係る情報提供、普及啓発等によりリサイクル認定製品の需要拡大を図ります。

６　制度の改善

○　現状と課題

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法の度重なる改正等により、排出者責任や罰則の強化等による適正処理の確保を図るとともに、国の認定による広域的処理や無害化処理等の特例制度の創設等を通じ、廃棄物の再生使用や有害な廃棄物の処理が推進されています。

また、拡大製造者責任を踏まえて制定された資源有効促進法や各個別リサイクル法により、廃棄物の発生抑制や循環利用が進んでいます。

国では、各法や法に基づく制度の施行状況等の点検評価や必要な措置の検討を行い、見直しを行っています。

○　道の主な施策

法令や関係制度について、道の運用上の支障がある場合や市町村等からの要望状況等を踏まえ、国に随時、道単独若しくは都道府県からなる廃棄物関係の各会議と連携し、必要な改正を要望します。

第9章　計画の推進

１　数値目標に係る現状把握

毎年度、第３章に掲げる目標について、一般廃棄物については「一般廃棄物処理実態調査」や「資源リサイクル実態調査」により、産業廃棄物については「産業廃棄物処理状況調査」により、現状を把握します。

２　進行管理

北海道環境政策推進会議などにおいて、関連する道の施策の実施状況を把握・検証し、進行が遅れている場合には、関係部局に適切な対応を促すとともに、各種施策の見直しや新たな施策を検討します。

また、関連する市町村の施策を調査・点検し、市町村に対して処理計画に沿った施策の推進を促します。

さらに、業種別の処理方針に記載した目標に対して進行状況の遅れている業種は、必要に応じ、当該関係団体と減量化や適正処理に向けた協議を行い、適切な対応を促します。

３　公表

目標の達成状況、施策の実施状況は、毎年度作成する「北海道環境白書」で公表します。

また、一般廃棄物や産業廃棄物の処理状況等の概要は、道のホームページで公表します。

４　次期計画

令和６年度に処理計画の進捗状況等を評価し、次期処理計画を策定します。

なお、基本計画の見直しや国の基本方針の変更、その他計画に係る社会情勢に変化があったときは、必要に応じて見直しを行います。

１　本編関係資料

資料１　一般廃棄物の発生及び処理状況の流れ図の用語の定義　・・・・・・・・・・・・　56

資料２　産業廃棄物種類別発生・排出量等の予測　・・・・・・・・・・・・　57

資料３－１　産業廃棄物の発生及び処理状況（平成 29 年度）　・・・・・・・・・・・・　58

資料３－２　産業廃棄物の発生及び処理状況の流れ図　・・・・・・・・・・・・　59

資料３－３　産業廃棄物の発生及び処理状況の流れ図の用語の定義　・・・・・・・・・・・・　60

資料４－１　産業廃棄物の発生量及び処理状況（種類別）（平成 29 年度）　・・・・・・・・　61

資料４－２　産業廃棄物の発生量及び処理状況（業種別）（平成 29 年度）　・・・・・・・・　62

資料５　目標及び目標設定の考え方　・・・・・・・・・・・・　63

資料６－１　市町村別１人１日当たりのごみ排出量分布図（平成 29 年度）・・・・・・・・　64

資料６－２　市町村別リサイクル率分布図（平成 29 年度）　・・・・・・・・・・・・　65

資料６－３　市町村別排出量・リサイクル率の状況（平成 29 年度）　・・・・・・・・・・・・　66

資料７　容器包装廃棄物ごとの分別収集取組市町村数　・・・・・・・・・・・・　67

資料８－１　広域化ブロック　・・・・・・・・・・・・　68

資料８－２　ごみ処理ブロック　・・・・・・・・・・・・　69

資料１　一般廃棄物の発生及び処理状況の流れ図の用語の定義

項　　目	定　　義
排出量	集団回収量＋計画処理量
集団回収量	市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された自治会やＰＴＡなど地域の団体によって回収されている量
計画処理量	計画収集区域内で市町村等により計画収集された一般廃棄物（計画収集量）及び処理施設に事業者等により直接搬入された一般廃棄物（直接搬入量）の量
自家処理量	計画収集区域内で市町村等により計画収集される以外の生活系一般廃棄物でごみを自家肥料又は飼料として用いるか、直接農家等に依頼して処分させ、又は自ら処分している量
直接資源化量	資源化処理施設を経ずに市町村等から直接再生業者等へ搬入された量
中間処理量	焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、高速堆肥化施設、ごみ燃料化施設等の中間処理施設において処理された量
直接最終処分量	中間処理を行わない状態で直接埋立された量
処理残さ量	中間処理後の残渣の量
減量化量	焼却等中間処理により、処理前より減量された量
処理後再生利用量	中間処理を経て、資源回収された量
処理後最終処分量	中間処理を経て、埋立された量
総資源化量	直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量
最終処分量	直接最終処分量＋処理後最終処分量
１人１日当たりのごみ排出量	ごみ総排出量／総人口／年間日数
減量処理率	（直接資源化量＋中間処理量）／（直接資源化量＋中間処理量＋直接最終処分量）×100
リサイクル率	総資源化量／（直接資源化量＋中間処理量＋直接最終処分量＋集団回収量）×100

資料２　産業廃棄物種類別発生・排出量等の予測

（単位：トン）

区分 種類	平成２９年度			令和６年度（予測）		
	発生量	排出量	最終処分量	発生量	排出量	最終処分量
合計	40,736,184	38,741,055	678,958	40,009,539	38,045,451	683,860
燃え殻	413,553	251,668	16,975	408,953	251,740	16,245
汚泥	13,133,112	12,465,441	180,224	12,777,148	12,115,894	184,702
廃油	46,759	42,381	3,392	47,754	43,184	3,426
廃酸	12,389	12,039	214	13,055	12,675	210
廃アルカリ	3,021	3,021	207	3,185	3,185	211
廃プラスチック類	239,529	232,538	66,888	240,462	233,366	66,882
紙くず	145,963	98,328	1,679	140,991	95,803	1,673
木くず	553,466	519,392	38,172	553,282	519,373	38,243
繊維くず	1,491	1,394	1,009	1,481	1,385	1,000
動植物性残さ	190,577	154,397	12,951	203,591	164,972	13,651
動物系固形不要物	2,205	2,205	393	2,394	2,394	427
ゴムくず	1,032	1,032	818	1,040	1,040	816
金属くず	151,102	74,950	17,521	153,495	75,491	17,352
ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず	476,051	469,235	79,287	504,802	497,419	81,354
鉱さい	1,150,201	699,401	16,149	1,150,356	699,556	16,302
がれき類	3,345,628	3,335,975	125,213	3,351,054	3,341,401	125,279
建設系混合廃棄物	48,744	48,744	37,712	48,848	48,848	37,697
廃石こうボード	35,010	35,010	21,890	35,023	35,023	21,903
ばいじん	1,168,853	684,477	39,433	1,123,363	661,569	37,757
動物のふん尿	19,506,943	19,506,943	7	19,139,908	19,139,908	7
動物の死体	32,371	32,371	1,892	31,762	31,762	1,857
感染性廃棄物	32,393	32,393	5,476	31,928	31,928	5,393
廃家電品	3,326	3,317	471	3,178	3,169	453
廃バッテリー	1,506	1,290	8	1,681	1,459	8
廃自動車	11,752	4,044	－	11,654	3,913	－

出典：「平成 29 年度　北海道産業廃棄物処理状況調査」

資料３－１　産業廃棄物の発生及び処理状況（平成２９年度）

（単位：千ｔ）

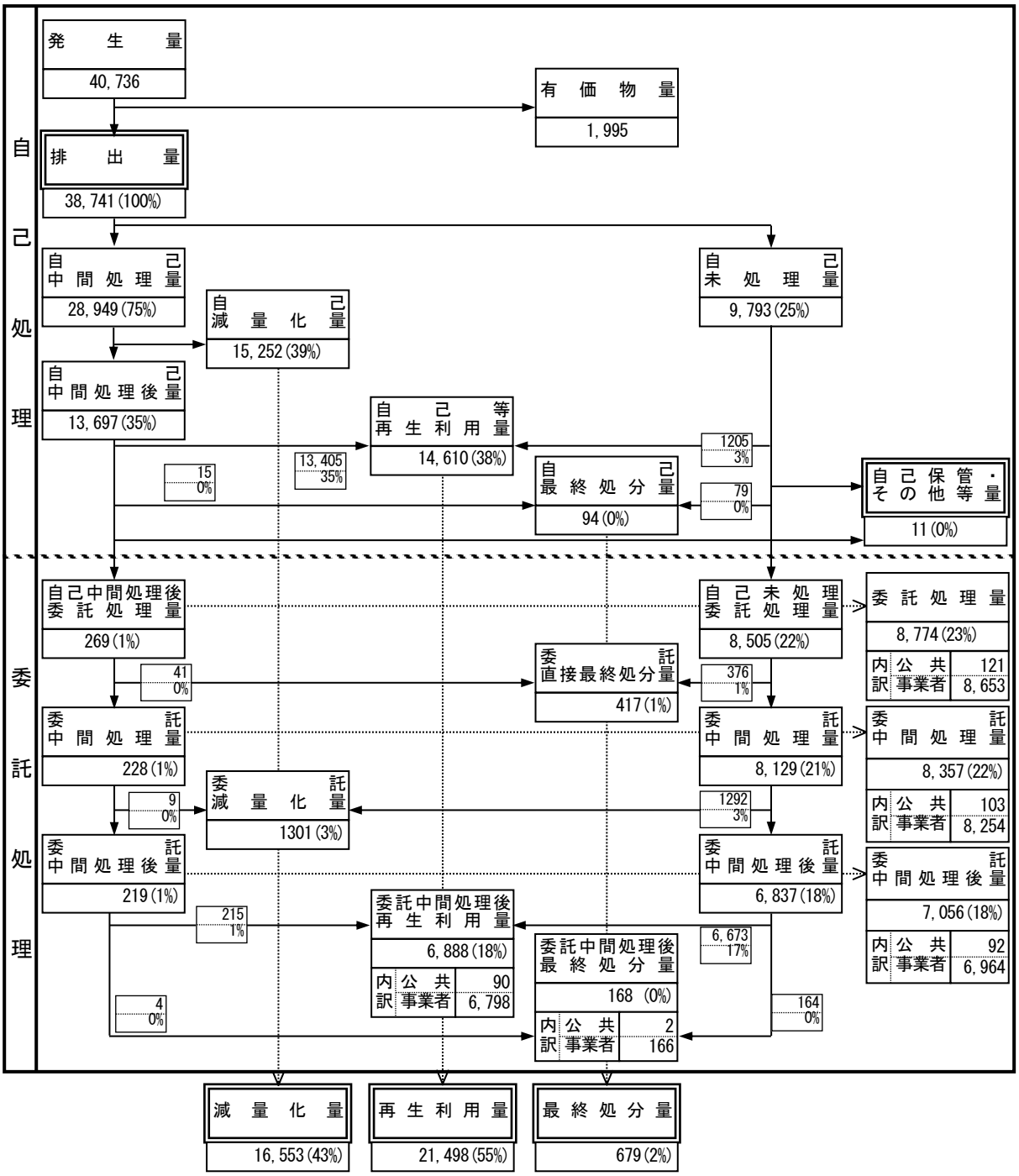

注：単位未満を四捨五入しているので、合計と内訳とが合わないことがある。

出典：平成 29 年度 北海道産業廃棄物処理状況調査

資料３－２　産業廃棄物の発生及び処理状況の流れ図

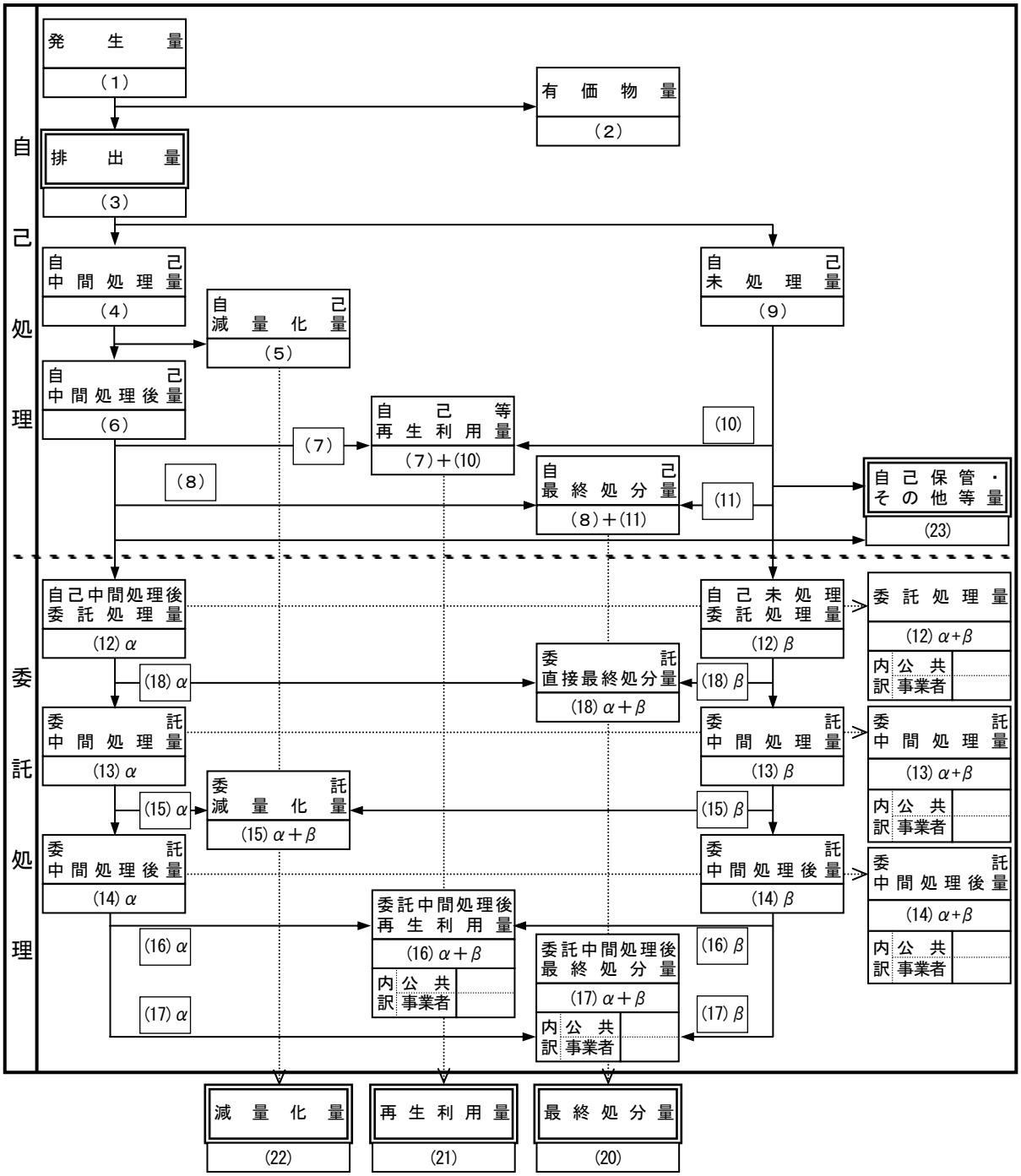

資料３－３　産業廃棄物の発生及び処理状況の流れ図の用語の定義

項目		番号	定義
発生量		（1）	事業所内等で生じた産業廃棄物量及び有価物
有価物量		（2）	（1）の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量
排出量		（3）	（1）の発生量のうち、（2）の有価物量を除いた量
自己処理	自己中間処理量	（4）	（3）の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
	自己減量化量	（5）	（4）の自己中間処理量から（6）の自己中間処理後量を差し引いた量
	自己中間処理後量	（6）	（4）の自己中間処理された後の廃棄物量
	自己中間処理後再生利用量	（7）	（6）の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	自己中間処理後自己最終処分量	（8）	（6）の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量
	自己未処理量	（9）	（3）の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
	自己未処理自己再生利用量	(10)	（9）の自己未処理量のうち、自ら再生利用した量
	自己未処理自己最終処分量	(11)	（9）の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量
委託処理	委託処理量	(12)	（6）の自己中間処理後量及び（9）自己未処理量のうち、中間処理及び最終処分を委託した量
	委託中間処理量	(13)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
	委託中間処理後量	(14)	(13)で中間処理された後の廃棄物量
	委託減量化量	(15)	(13)の委託中間処理から(14)の委託中間処理後量を差し引いた量
	委託中間処理後再生利用量	(16)	(14)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	委託中間処理後最終処分量	(17)	(14)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
	委託直接最終処分量	(18)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
	委託最終処分量	(19)	委託業者等で最終処分された量
最終処分量		(20)	排出事業者、処理業者等で最終処分された量の合計
再生利用量		(21)	排出事業者、処理業者等で再生利用された量の合計
減量化量		(22)	排出事業者又は処理業者等の中間処理により減量化された量の合計
自己保管・その他等量		(23)	排出事業者が自ら保管した量、又は（6）の自己中間処理後量及び（9）自己未処理量のうち、（8）、(11)及び(12)の方法以外で処理・処分した量

資料４－１　産業廃棄物の発生量及び処理状況（種類別）（平成29年度）

（単位　トン）

業種 / 種類	発生量	有価物量	排出量	再生利用量	最終処分量	減量化量	自己保管・その他等量	再生利用率（%）	最終処分率（%）	減量化率（%）	自己保管・その他等率（%）
合計	40,736,184	1,995,128	38,741,055	21,498,146	678,958	16,552,559	11,393	55.5	1.8	42.7	0.0
燃え殻	413,553	161,885	251,668	234,691	16,975	2	0	93.3	6.7	0.0	0.0
燃え殻	413,536	161,885	251,652	234,691	16,959	2	0	93.3	6.7	0.0	0.0
特定有害産業廃棄物	17	－	17	0	17	0	－	－	－	－	－
汚泥	13,133,112	667,670	12,465,441	894,005	180,224	11,385,055	6,157	7.2	1.4	91.3	0.0
有機性汚泥	7,273,784	491,543	6,782,241	577,756	87,293	6,116,751	442	8.5	1.3	90.2	0.0
下水汚泥	4,557,368	－	4,557,368	100,168	10,207	4,446,993	－	2.2	0.2	97.6	0.0
無機性汚泥	590,093	159,697	430,396	86,947	51,811	288,895	2,745	20.2	12.0	67.1	0.6
建設汚泥	325,175	－	325,175	115,921	17,263	191,991	－	35.6	5.3	59.0	0.0
上水汚泥	386,335	16,431	369,904	13,213	13,318	340,403	2,971	3.6	3.6	92.0	0.8
特定有害産業廃棄物	357	－	357	1	333	23	－	0.3	93.3	6.4	0.0
廃油	46,759	4,379	42,381	19,448	3,392	19,512	29	45.9	8.0	46.0	0.1
鉱物油	26,084	2,500	23,585	13,280	716	9,564	25	56.3	3.0	40.6	0.1
動植物性油脂	7,206	1,408	5,798	3,718	98	1,982	－	64.1	1.7	34.2	0.0
廃溶剤	384	－	384	24	53	307	－	6.3	13.8	79.9	0.0
固形油	3,150	90	3,059	479	2,076	504	－	15.7	67.9	16.5	0.0
油泥	4,035	－	4,035	37	55	3,942	1	0.9	1.4	97.7	0.0
油付着物等	1,479	－	1,479	83	159	1,235	2	5.6	10.8	83.5	0.1
廃油・廃酸混合物	286	－	286	38	140	108	－	13.3	49.0	37.8	0.0
燃えやすい廃油	3,707	380	3,327	1,790	71	1,466	－	53.8	2.1	44.1	0.0
特定有害産業廃棄物	428	－	428	0	23	404	－	0.0	5.4	94.4	0.0
廃酸	12,389	349	12,039	6,829	214	4,996	－	56.7	1.8	41.5	0.0
廃酸	10,606	349	10,257	6,611	192	3,453	－	64.5	1.9	33.7	0.0
強酸性廃液	1,352	－	1,352	147	3	1,202	－	10.9	0.2	88.9	0.0
特定有害産業廃棄物	430	－	430	71	19	341	－	16.5	4.4	79.3	0.0
廃アルカリ	3,021	－	3,021	384	207	2,430	－	12.7	6.9	80.4	0.0
廃アルカリ	1,915	－	1,915	221	185	1,509	－	11.5	9.7	78.8	0.0
強アルカリ性廃液	292	－	292	27	15	250	－	9.2	5.1	85.6	0.0
特定有害産業廃棄物	815	－	815	136	7	671	－	16.7	0.9	82.3	0.0
廃プラスチック類	239,529	6,992	232,538	121,913	66,888	41,379	2,358	52.4	28.8	17.8	1.0
廃プラスチック	223,453	5,355	218,098	108,659	66,211	40,871	2,358	49.8	30.4	18.7	1.1
廃タイヤ	16,076	1,636	14,440	13,255	677	508	－	91.8	4.7	3.5	0.0
紙くず	145,963	47,635	98,328	95,783	1,679	866	－	97.4	1.7	0.9	0.0
木くず	553,466	34,074	519,392	459,797	38,172	21,389	34	88.5	7.3	4.1	0.0
繊維くず	1,491	97	1,394	279	1,009	107	－	20.0	72.4	7.7	0.0
動植物性残さ	190,577	36,180	154,397	119,393	12,951	22,053	－	77.3	8.4	14.3	0.0
動物系固形不要物	2,205	－	2,205	－	393	1,812	－	0.0	17.8	82.2	0.0
ゴムくず	1,032	－	1,032	184	818	28	2	17.8	79.3	2.7	0.2
金属くず	151,102	76,153	74,950	56,960	17,521	0	468	76.0	23.4	0.0	0.6
ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器く	476,051	6,816	469,235	382,570	79,287	7,378	0	81.5	16.9	1.6	0.0
鉱さい	1,150,201	450,800	699,401	683,252	16,149	－	0	97.7	2.3	0.0	0.0
鉱さい	1,149,993	450,800	699,193	683,252	15,940	－	0	97.7	2.3	0.0	0.0
特定有害産業廃棄物	208	－	208	－	208	－	－	0.0	100.0	0.0	0.0
がれき類	3,345,628	9,653	3,335,975	3,208,462	125,213	63	2,237	96.2	3.8	0.0	0.1
コンクリート塊	2,146,723	9,653	2,137,070	2,062,571	72,198	63	2,237	96.5	3.4	0.0	0.1
アスファルトコンクリー	1,059,513	－	1,059,513	1,037,975	21,537	－	－	98.0	2.0	0.0	0.0
その他	139,393	－	139,393	107,916	31,477	－	－	77.4	22.6	0.0	0.0
動物のふん尿	19,506,943	－	19,506,943	14,507,976	7	4,998,960	－	74.4	0.0	25.6	0.0
動物の死体	32,371	－	32,371	17,691	1,892	12,788	－	54.7	5.8	39.5	0.0
ばいじん	1,168,853	484,377	684,477	645,037	39,433	6	－	94.2	5.8	0.0	0.0
ばいじん	1,164,133	484,377	679,756	640,350	39,399	6	－	94.2	5.8	0.0	0.0
特定有害産業廃棄物	4,721	－	4,721	4,687	34	－	－	99.3	0.7	0.0	0.0
処分するために処理したもの	1,005	－	1,005	－	1,005	－	－	0.0	100.0	0.0	0.0
建設系混合廃棄物	48,744	－	48,744	8,979	37,712	2,053	－	18.4	77.4	4.2	0.0
廃石こうボード	35,010	－	35,010	13,120	21,890	－	－	37.5	62.5	0.0	0.0
廃家電品	3,326	9	3,317	2,846	471	－	0	85.8	14.2	0.0	0.0
廃バッテリー	1,506	216	1,290	1,281	8	－	－	99.3	0.6	0.0	0.0
廃自動車	11,752	7,708	4,044	4,044	－	－	－	100.0	0.0	0.0	0.0
水銀廃棄物	959	－	959	719	240	0	－	75.0	25.0	0.0	0.0
感染性廃棄物	32,393	－	32,393	2,511	5,476	24,407	－	7.8	16.9	75.3	0.0
PCB廃棄物等、PCB汚染物	749	－	749	481	128	33	108	64.2	17.1	4.4	14.4
廃石綿等	3,065	－	3,065	19	3,046	－	－	0.6	99.4	0.0	0.0
その他産業廃棄物	23,427	137	23,290	9,492	6,556	7,242	－	40.8	28.1	31.1	0.0

※　再生利用率、最終処分率、減量化率及び自己保管・その他率は、排出量に対するそれぞれの割合である。

出典：「平成 29 年度　北海道産業廃棄物処理状況調査」

資料４－２　産業廃棄物の発生量及び処理状況（業種別）（平成29年度）

（単位　トン）

業種 ＼ 種類	発生量	有価物量	排出量	再生利用量	最終処分量	減量化量	自己保管・その他等量	再生利用率（%）	最終処分率（%）	減量化率（%）	自己保管・その他等率（%）
合計	40,736,184	1,995,128	38,741,055	21,498,146	678,958	16,552,559	11,393	55.5	1.8	42.7	0.0
農業	19,709,974	350	19,709,624	14,569,356	6,359	5,131,567	2,342	73.9	0.0	26.0	0.0
林業	5,986	60	5,926	5,828	33	65	－	98.3	0.6	1.1	0.0
漁業	2,134	-	2,134	415	1,435	284	－	19.4	67.2	13.3	0.0
鉱業	85,470	17,734	67,736	6,399	200	58,113	3,024	9.4	0.3	85.8	4.5
建設業	4,329,406	23,010	4,306,395	3,778,986	308,280	216,855	2,274	87.8	7.2	5.0	0.1
総合工事業	4,049,449	6,012	4,043,437	3,563,786	273,181	204,233	2,237	88.1	6.8	5.1	0.1
職別工事業	194,966	15,764	179,202	156,183	17,258	5,736	25	87.2	9.6	3.2	0.0
設備工事業	84,990	1,234	83,756	59,017	17,841	6,886	12	70.5	21.3	8.2	0.0
製造業	10,380,125	1,352,835	9,027,291	2,516,477	224,428	6,285,927	458	27.9	2.5	69.6	0.0
食料品	1,193,512	181,800	1,011,711	385,718	87,883	538,110	1	38.1	8.7	53.2	0.0
飲料・飼料	23,626	5,999	17,626	10,340	4,611	2,675	－	58.7	26.2	15.2	0.0
繊維工業	1,940	-	1,940	184	1,032	722	2	9.5	53.2	37.2	0.1
木材	47,352	24,243	23,109	11,592	1,026	10,489	1	50.2	4.4	45.4	0.0
家具	6,647	-	6,647	125	2,344	4,173	6	1.9	35.3	62.8	0.1
パルプ・紙	6,958,741	630,365	6,328,377	665,385	36,174	5,626,817	－	10.5	0.6	88.9	0.0
印刷・同関連産業	15,333	13,030	2,302	1,393	133	776	－	60.5	5.8	33.7	0.0
化学工業	17,467	1,292	16,175	3,951	4,220	8,004	－	24.4	26.1	49.5	0.0
石油・石炭	39,952	3,873	36,079	19,603	1,904	14,571	－	54.3	5.3	40.4	0.0
プラスチック	12,589	1,885	10,704	8,230	1,014	1,461	－	76.9	9.5	13.6	0.0
ゴム	1,414	10	1,403	689	709	5	－	49.1	50.5	0.4	0.0
皮革	2,572	-	2,572	2	91	2,479	1	0.1	3.5	96.4	0.0
窯業・土石	640,217	14,481	625,736	526,562	44,278	54,896	－	84.2	7.1	8.8	0.0
鉄鋼	1,363,615	453,880	909,736	874,328	32,947	2,461	0	96.1	3.6	0.3	0.0
非鉄金属	1,383	627	756	160	568	28	0	21.2	75.1	3.7	0.0
金属製品	13,128	6,584	6,544	2,687	1,188	2,229	440	41.1	18.2	34.1	6.7
はん用機械器具	8,226	4,626	3,600	796	1,804	998	2	22.1	50.1	27.7	0.1
生産用機械	3,961	2,816	1,145	713	181	252	－				
業務用機械	415	5	410	204	182	24	0				
電子部品・デバイス	14,125	4,489	9,636	1,516	496	7,625	－	15.7	5.1	79.1	0.0
電気機械	2,491	1,656	836	148	627	61	－				
情報通信機械	359	162	197	105	15	78	－				
輸送機械	9,565	577	8,988	1,488	753	6,741	5	16.6	8.4	75.0	0.1
その他製造品	1,495	435	1,061	558	249	254	－	52.6	23.5	23.9	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	6,009,030	584,605	5,424,425	542,415	79,726	4,799,193	3,090	10.0	1.5	88.5	0.1
電気業	1,075,622	583,547	492,074	426,493	52,955	12,506	120	86.7	10.8	2.5	0.0
ガス業	686	5	681	312	366	3	－	45.8	53.7	0.4	0.0
熱供給業	3,766	54	3,712	1,409	2,293	10	0	38.0	61.8	0.3	0.0
上水道業	370,894	756	370,138	12,730	14,028	340,409	2,971	3.4	3.8	92.0	0.8
下水道業	4,558,062	242	4,557,820	101,471	10,085	4,446,264	0	2.2	0.2	97.6	0.0
情報通信業	98	19	79	17	16	46	－	21.5	20.3	58.2	0.0
新聞・出版業	98	19	79	17	16	46	－	21.5	20.3	58.2	0.0
運輸業	27,325	5,809	21,516	8,440	8,758	4,307	11	39.2	40.7	20.0	0.1
鉄道業	7,714	1,565	6,149	968	2,556	2,624	1	15.7	41.6	42.7	0.0
道路旅客運送業	4,482	608	3,874	2,976	403	493	1	76.8	10.4	12.7	0.0
道路貨物運送業	15,129	3,636	11,493	4,496	5,799	1,190	9	39.1	50.5	10.4	0.1
卸売・小売業	66,884	8,628	58,256	40,502	8,685	8,906	163	69.5	14.9	15.3	0.3
飲食料品卸売業	5,230	10	5,220	3,030	473	1,555	163	58.0	9.1	29.8	3.1
機械器具卸売業	13,228	1,545	11,683	7,589	1,749	2,345	－	65.0	15.0	20.1	0.0
各種商品小売業	4,544	71	4,473	2,522	898	1,053	－	56.4	20.1	23.5	0.0
自動車小売業	28,504	6,979	21,525	15,912	2,507	3,107	－	73.9	11.6	14.4	0.0
機械器具小売業	5,148	-	5,148	4,179	783	185	－	81.2	15.2	3.6	0.0
燃料小売業	10,231	24	10,207	7,270	2,276	661	－	71.2	22.3	6.5	0.0
専門・技術サービス業	2,695	31	2,663	882	787	994	－	33.1	29.6	37.3	0.0
自然科学研究所	1,724	31	1,693	770	525	397	－	45.5	31.0	23.4	0.0
獣医業	872	-	872	91	259	522	－	10.4	29.7	59.9	0.0
写真関連業	98	-	98	21	2	75	－	21.4	2.0	76.5	0.0
飲食サービス業	33,860	861	32,999	8,575	20,142	4,282	0	26.0	61.0	13.0	0.0
飲食店・飲食サービス	33,860	861	32,999	8,575	20,142	4,282	0	26.0	61.0	13.0	0.0
生活関連サービス業	9,854	14	9,840	1,378	3,951	4,511	－	14.0	40.2	45.8	0.0
洗濯業ほか	9,854	14	9,840	1,378	3,951	4,511	－	14.0	40.2	45.8	0.0
医療・福祉	47,556	26	47,530	5,594	10,232	31,704	－	11.8	21.5	66.7	0.0
病院	38,924	26	38,899	4,970	8,595	25,334	－	12.8	22.1	65.1	0.0
一般診療所	7,474	0	7,474	560	1,096	5,818	－	7.5	14.7	77.8	0.0
歯科診療所	1,158	0	1,158	63	542	552	－	5.4	46.8	47.7	0.0
複合サービス業	11,218	-	11,218	5,361	2,895	2,933	29	47.8	25.8	26.1	0.3
その他サービス業	14,570	1,147	13,424	7,520	3,031	2,872	1	56.0	22.6	21.4	0.0
自動車整備業	14,522	1,147	13,376	7,489	3,027	2,859	1	56.0	22.6	21.4	0.0
と畜場	48	-	48	31	4	14	－	64.6	8.3	29.2	0.0

※　再生利用率、最終処分率、減量化率及び自己保管・その他率は、排出量に対するそれぞれの割合である。

出典：「平成 29 年度　北海道産業廃棄物処理状況調査」

資料５　目標及び目標設定の考え方

１　排出抑制

区分		現状(H29)	目標（R6）	考え方
一般廃棄物排出量		187 万ｔ	170 万ｔ以下	約 10%削減
	1 人 1 日当たりのごみの排出量	961g／人・日	900g／人・日以下	約 5%削減
	1 人 1 日当たりの家庭ごみの排出量	598g／人・日（453ｇ／人・日）※	550g／人・日 以下とする	約 5%削減 **※括弧内の数値は、国に合わせて資源ごみを除いて算出した値**
産業廃棄物排出量		38,741 千ｔ	37,500 千ｔ以下	予測値及び実施する施策の効果を見込み設定
〃（動物のふん尿除く）		19,234 千ｔ	18,000 千ｔ以下	予測値より設定

２　適正な循環的利用

区分	現状(H29)	目標（R6）	考え方
一般廃棄物リサイクル率	24.3%	30%以上	現状(H29)と道内各市の目標値等の設定状況等を踏まえ設定。
産業廃棄物再生利用率	55.5%	57%以上	R6 予測値を基に現状プラス 1 ポイント程度増と設定 （動物のふん尿を除いた場合は現状プラス 2 ポイント増と設定）
〃（動物のふん尿除く）	36.3%	38.5%以上	

３　適正処理の確保

区分	現状(H29)	目標（R6）	考え方
一般廃棄物最終処分量	320 千ｔ	250 千ｔ以下	直近の最終処分率の推移から設定。
産業廃棄物最終処分量	679 千ｔ	570 千ｔ以下	R6 予測値を基に設定

４　バイオマスの利活用

区分	現状(H28)	目標（R4）	考え方
廃棄物系バイオマス利活用率（排出量ベース）	89.8%	90%以上とする	北海道バイオマス活用推進計画の目標値

資料6－1　市町村別１人１日当たりのごみ排出量分布図（平成 29 年度）

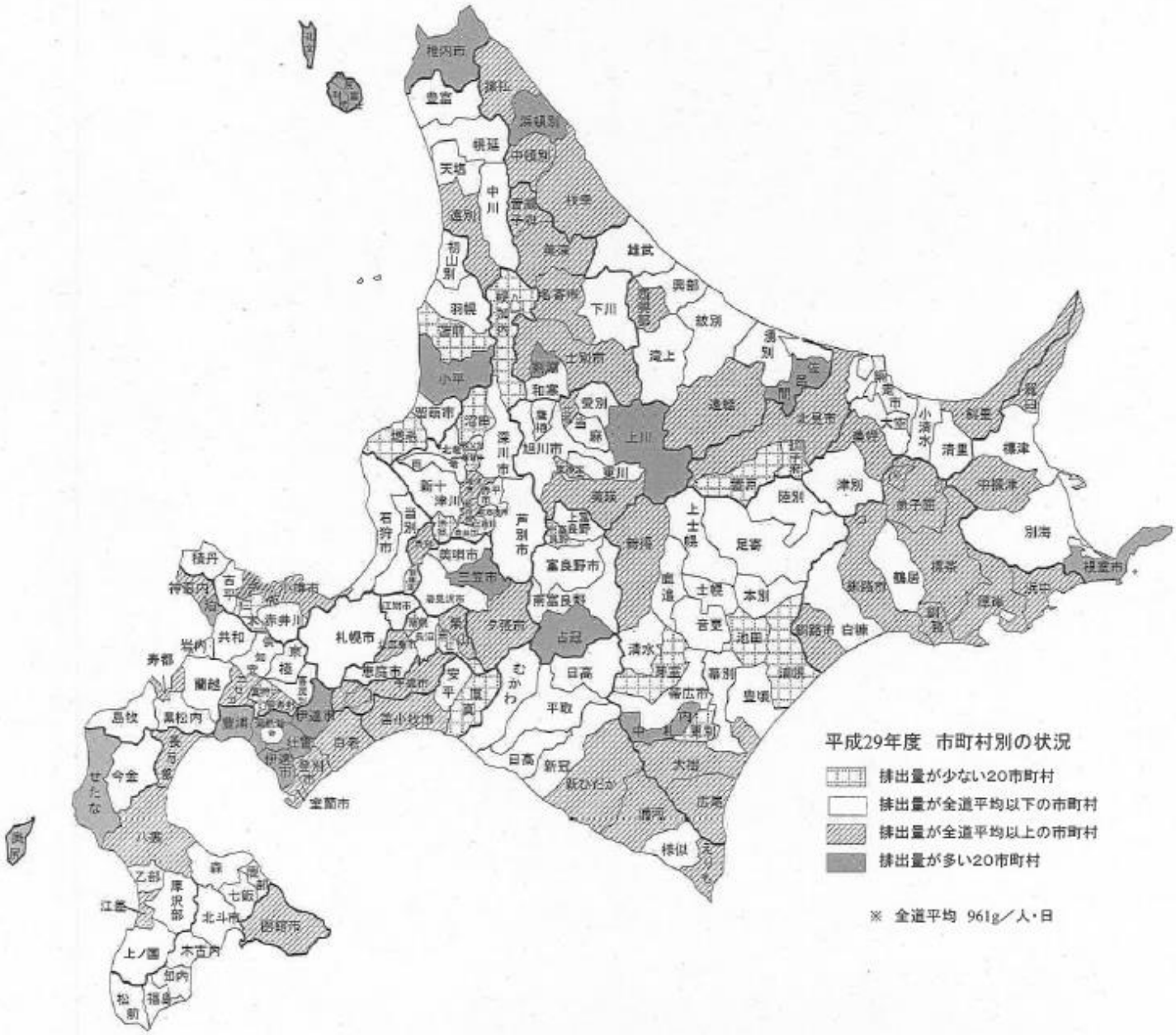

資料6－2　市町村別リサイクル率分布図（平成 29 年度）

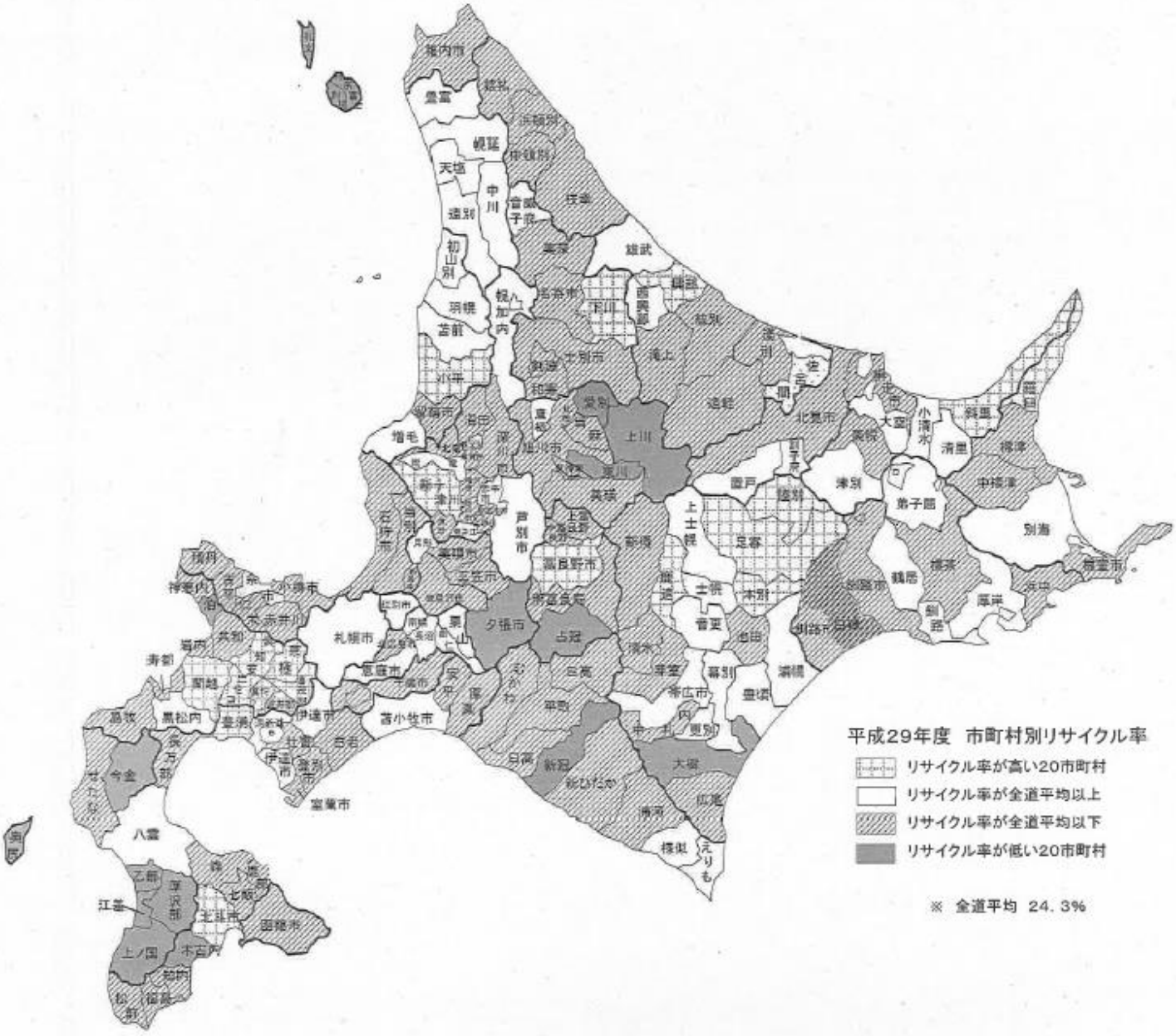

資料６－３　市町村別排出量・リサイクル率の状況（平成 29 年度）

市区町村名	ごみ総排出量（ｔ）	１人１日当たりの排出量(g/人・	リサイクル率(%)
全道計	1,873,027	961	24.3
石狩振興局計	768,378	887	26.4
札幌市	627,181	880	27.3
江別市	39,462	909	24.7
千歳市	35,951	1,018	12.7
恵庭市	20,728	818	36.2
北広島市	20,745	966	22.9
石狩市	18,818	880	22.3
当別町	4,763	794	19.1
新篠津村	730	627	7.7
渡島総合振興局計	154,972	1,057	19.4
函館市	108,471	1,130	15.1
北斗市	15,259	892	52.1
松前町	2,328	842	13.2
福島町	1,455	935	12.4
知内町	1,392	869	14.7
木古内町	1,375	872	6.1
七飯町	9,748	935	17.2
鹿部町	1,243	849	17.9
森町	4,615	792	20.8
八雲町	6,969	1,120	24.8
長万部町	2,117.0	1,041	10.9
檜山振興局計	15,179	1,037	6.2
江差町	2,986	1,032	4.7
上ノ国町	1,398	767	3.4
厚沢部町	1,315	902	3.3
乙部町	1,161	827	4.0
奥尻町	1,388	1,385	2.7
今金町	1,856	926	6.1
せたな町	3,987	1,325	11.7
後志総合振興局計	81,285	1,058	24.2
小樽市	49,532	1,151	16.8
島牧村	453	815	14.8
寿都町	1,156	1,034	15.8
黒松内町	989	930	33.8
蘭越町	1,467	858	70.7
ニセコ町	1,887	1,045	74.4
真狩村	548	717	51.3
留寿都村	740	1,048	69.9
喜茂別町	731	889	87.3
京極町	897	810	49.5
倶知安町	5,230	934	55.7
共和町	1,635	741	9.7
岩内町	4,959	1,045	13.5
泊村	763	1,241	6.2
神恵内村	320	981	5.7
積丹町	616	821	23.2
古平町	1,084	931	14.9
仁木町	740	608	23.1
余市町	7,201	1,021	29.7
赤井川村	337	730	20.5
空知総合振興局計	101,213	925	23.6
夕張市	3,233	1,046	7.7
岩見沢市	27,554	909	21.2
美唄市	6,740	840	23.3
芦別市	4,829	955	29.6
赤平市	3,179	826	27.8
三笠市	4,023	1,249	20.7
滝川市	15,885	1,063	20.7
砂川市	6,833	1,073	23.2
歌志内市	1,177	938	23.5
深川市	7,159	920	20.6
南幌町	1,947	694	30.3
奈井江町	1,493	736	30.7
上砂川町	813	710	10.4
由仁町	1,375	711	33.4
長沼町	3,137	775	28.5
栗山町	4,696	1,063	42.4
月形町	1,288	1,064	25.3
浦臼町	483	697	17.1
新十津川町	1,880	769	45.5
妹背牛町	794	729	20.4
秩父別町	657	742	14.5
雨竜町	770	839	31.5
北竜町	519	755	18.4
沼田町	749	650	15.6

市区町村名	ごみ総排出量（ｔ）	１人１日当たりの排出量(g/人・	リサイクル率(%)
上川総合振興局計	174,481	954	22.3
旭川市	116,604	938	22.8
士別市	6,841	976	12.7
名寄市	10,051	982	19.9
富良野市	7,192	899	55.0
鷹栖町	2,143	835	28.4
東神楽町	3,702	978	10.5
当麻町	2,579	1,073	10.0
比布町	1,517	1,093	9.8
愛別町	1,002	945	7.4
上川町	2,102	1,541	4.3
東川町	2,675	889	4.5
美瑛町	4,118	1,112	19.9
上富良野町	3,278	814	18.1
中富良野町	1,259	679	18.6
南富良野町	898	952	19.9
占冠村	1,657	3,847	7.4
和寒町	1,201	941	23.7
剣淵町	1,591	1,358	15.0
下川町	1,024	837	44.9
美深町	1,785	1,083	20.7
音威子府村	344	1,215	28.6
中川町	514	883	35.6
幌加内町	404	711	39.2
留萌振興局計	13,644	861	30.7
留萌市	6,248	796	22.3
増毛町	1,047	653	27.5
小平町	1,889	1,605	67.7
苫前町	811	692	28.4
羽幌町	2,275	869	26.9
初山別村	338	767	33.8
遠別町	1,036	1,041	29.0
天塩町	1,030	884	34.6
宗谷総合振興局計	32,791	1,375	18.6
稚内市	16,588	1,299	22.8
猿払村	1,139	1,133	10.6
浜頓別町	1,710	1,255	19.1
中頓別町	783	1,231	22.0
枝幸町	3,612	1,179	22.7
豊富町	1,266	870	30.2
礼文町	4,236	4,436	4.3
利尻町	1,231	1,591	0.0
利尻富士町	1,432	1,511	4.5
幌延町	794	911	32.9
オホーツク総合振興局計	101,821	977	22.0
北見市	42,382	978	19.3
網走市	11,579	872	23.3
紋別市	7,916	958	23.6
美幌町	8,950	1,224	17.0
津別町	1,340	768	35.2
斜里町	4,426	1,039	51.9
清里町	1,129	741	26.5
小清水町	1,627	892	28.7
訓子府町	1,309	698	36.1
置戸町	779	712	35.5
佐呂間町	2,426	1,256	10.6
遠軽町	9,078	1,236	12.8
湧別町	2,907	874	11.9
滝上町	733	748	18.0
興部町	1,043	742	46.6
西興部村	402	995	41.1
雄武町	1,444	864	28.3
大空町	2,351	882	37.9

市区町村名	ごみ総排出量（ｔ）	１人１日当たりの排出量(g/人・	リサイクル率(%)
胆振総合振興局計	169,972	1,174	26.8
室蘭市	36,759	1,170	21.5
苫小牧市	72,877	1,157	30.8
登別市	19,500	1,090	11.9
伊達市	15,710	1,245	26.4
豊浦町	5,660	3,776	81.2
壮瞥町	1,827	1,904	19.7
白老町	7,011	1,102	18.8
厚真町	1,192	702	22.1
洞爺湖町	4,575	1,373	29.6
安平町	2,437	815	22.3
むかわ町	2,424	800	13.3
日高振興局計	22,979	924	17.9
日高町	3,717	821	13.9
平取町	1,562	840	13.9
新冠町	1,617	792	7.5
浦河町	4,443	962	23.7
様似町	1,466	904	26.7
えりも町	1,701	962	27.0
新ひだか町	8,473	1,006	16.3
十勝総合振興局計	110,142	881	26.2
帯広市	56,750	927	25.5
音更町	13,043	794	25.5
士幌町	1,766	783	37.1
上士幌町	1,612	892	32.0
鹿追町	1,755	873	46.5
新得町	2,513	1,107	23.1
清水町	2,913	838	22.2
芽室町	4,947	722	18.2
中札内村	2,997	2,091	8.8
更別村	498	425	28.3
大樹町	2,026	977	8.3
広尾町	2,665	1,062	15.8
幕別町	7,866	794	28.1
池田町	1,749	695	21.0
豊頃町	891	749	30.4
本別町	2,355	884	58.0
足寄町	1,977	767	53.7
陸別町	688	768	55.4
浦幌町	1,131	635	31.1
釧路総合振興局計	93,932	1,100	20.2
釧路市	71,164	1,128	19.0
釧路町	7,491	1,036	24.9
厚岸町	3,710	1,049	26.6
浜中町	2,279	1,061	21.5
標茶町	2,691	966	19.0
弟子屈町	3,137	1,146	25.1
鶴居村	845	913	24.9
白糠町	2,615	885	23.5
根室振興局計	32,296	1,168	23.1
根室市	14,735	1,522	19.4
別海町	4,954	881	33.0
中標津町	8,580	1,005	16.3
標津町	1,764	909	21.3
羅臼町	2,263	1,213	51.4

資料7　容器包装廃棄物ごとの分別収集取組市町村数

容器包装廃棄物の種類	取　組　市　町　村　数					
	計画（※「北海道分別収集促進計画」）					実　　績
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	H29 年度
無色のガラス製容器	172	172	172	174	174	170
茶色のガラス容器	174	174	174	175	175	171
その他のガラス製容器	176	176	176	178	178	170
紙製容器包装	124	124	124	125	125	88
ペットボトル	176	176	176	176	176	177
プラスチック製容器包装	147	147	147	149	149	147
白色トレイ	86	86	86	88	88	83
スチール缶	179	179	179	179	179	179
アルミ缶	179	179	179	179	179	179
段ボール	173	173	173	173	173	161
紙パック	167	167	167	167	169	144

注：北海道分別収集促進計画（令和２年４月～令和７年３月）による

資料８－１　広域化ブロック

（平成31年４月１日現在）

ブロック	構成市町村等	ブロック	構成市町村等
札幌	札幌市	西天北	中川町、遠別町、天塩町、幌延町、豊富町、西天北五町衛生施設組合
江別	江別市		
千歳	千歳市	留萌中南部	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、羽幌町外２町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合
道央	恵庭市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、南空知公衆衛生組合		
		稚内	稚内市
北石狩	石狩市、当別町、新篠津村	南宗谷	猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、南宗谷衛生施設組合
函館	函館市	礼文	礼文町
渡島	北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町（旧八雲町）、長万部町、渡島廃棄物処理広域連合、渡島西部広域事務組合	利尻	利尻町、利尻富士町、利尻郡清掃施設組合
		斜網	網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、大空町
檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、八雲町（旧熊石町）、今金町、せたな町、南部檜山衛生処理組合、北部檜山衛生センター組合	北見	北見市、置戸町、訓子府町
奥尻	奥尻町	遠紋	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
北後志	小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、北しりべし廃棄物処理広域連合、北後志衛生施設組合	西胆振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、西いぶり広域連合
南後志	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、岩内町、共和町、泊村、神恵内村、南部後志衛生施設組合、岩内地方衛生組合	東胆振	苫小牧市、厚真町、安平町、安平・厚真行政事務組合
南空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、月形町	日高・胆振東部	むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、平取町外２町衛生施設組合、日高中部衛生施設組合
中・北空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、北空知衛生センター組合、中空知衛生施設組合、砂川地区保健衛生組合、中･北空知廃棄物処理広域連合	十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、十勝環境複合事務組合、北十勝２町環境衛生処理組合、南十勝複合事務組合、池北三町行政事務組合
上川北部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、名寄地区衛生施設事務組合	釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、釧路広域連合
上川中部	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、愛別外３町塵芥処理組合、大雪清掃組合	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室北部廃棄物処理広域連合、根室北部衛生組合
上川富良野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、富良野広域連合		

資料８－２　ごみ処理ブロック

（平成 31 年４月１日現在）

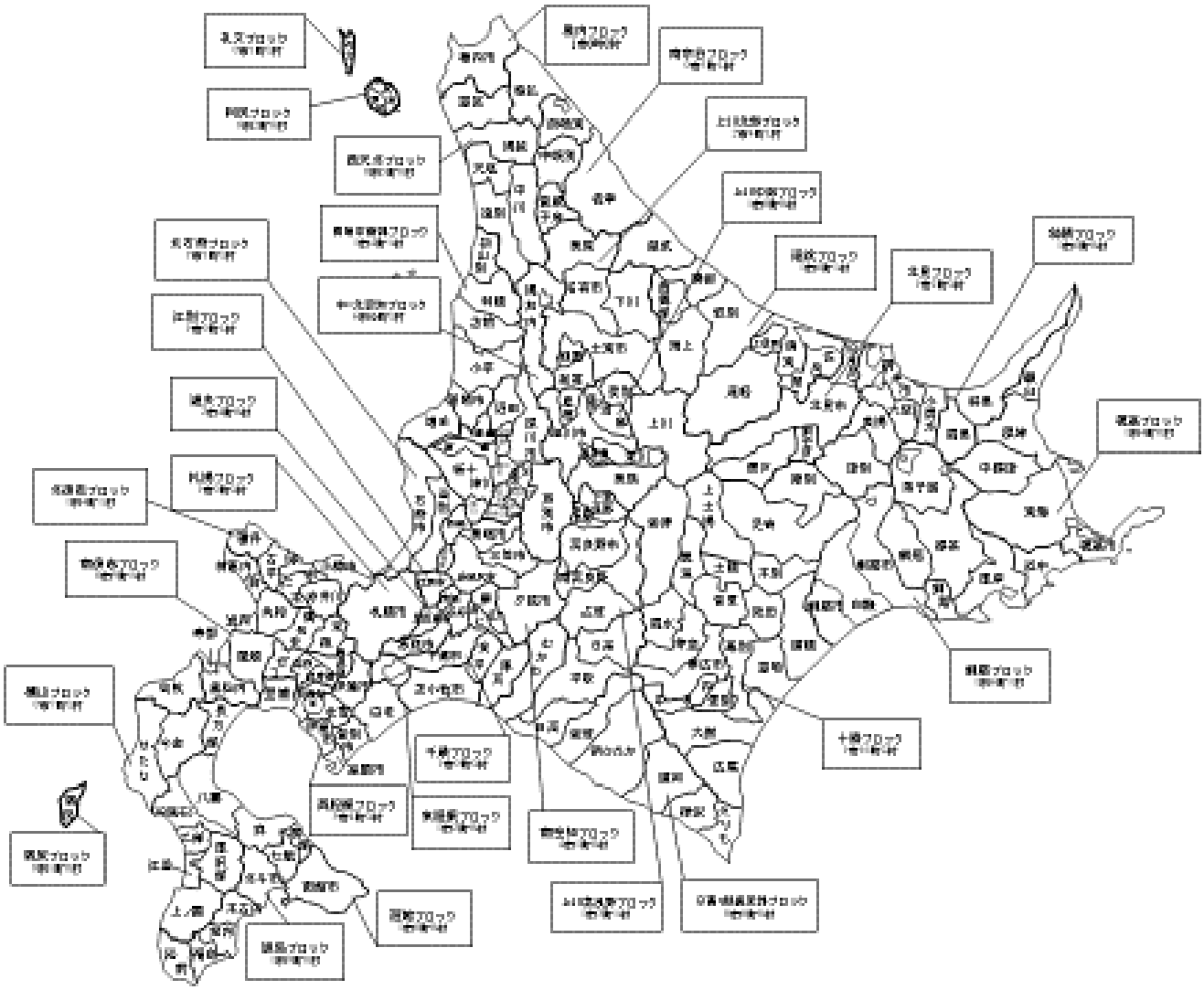

２　参考資料

１　産業廃棄物の排出量等の状況（地域別）（平成 29 年度）　・・・・・・・・・・・・　71

２　産業廃棄物の処理状況（平成 29 年度）　・・・・・・・・・・・・　73

３　ＰＣＢ特別措置法に基づくＰＣＢ廃棄物の保管等に係る届出状況　・・・・・・・・・・・・　74

４　産業廃棄物処理業者の状況　・・・・・・・・・・・・　75

５　産業廃棄物処理施設の状況　・・・・・・・・・・・・　76

６　不法投棄等の残存状況（地域別）（平成 29 年度）　・・・・・・・・・・・・　77

1　産業廃棄物の排出量等の状況（地域別）（平成 29 年度）

（1）排出量

（単位：千トン）

	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
総排出量	4,813	1,541	256	955	966	1,978	433	1,329	3,307	8,081	1,004	6,202	4,591	3,285	38,741
構成比	12.4%	4.0%	0.7%	2.5%	2.5%	5.1%	1.1%	3.4%	8.5%	20.9%	2.6%	16.0%	11.9%	8.5%	100%
動物のふん尿を除く排出量	4,361	890	85	631	627	1,005	118	259	685	6,649	189	1,062	2,417	256	19,234
構成比	22.7%	4.6%	0.4%	3.3%	3.3%	5.2%	0.6%	1.3%	3.6%	34.6%	1.0%	5.5%	12.6%	1.3%	100%

＊単位未満は四捨五入をしているため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

・総排出量　38,741 千トン

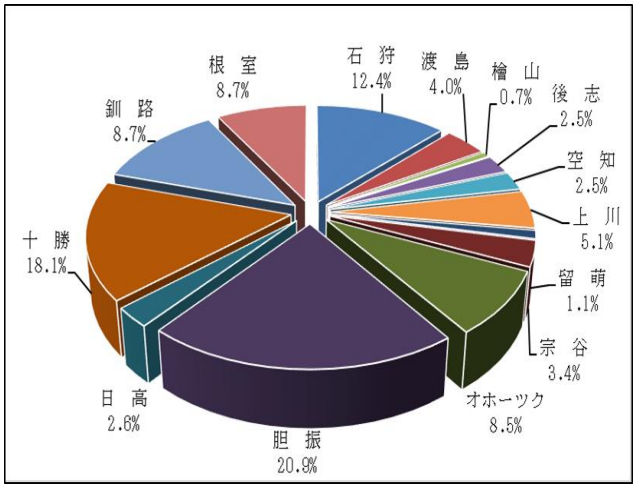

・動物のふん尿を除く排出量 19,234 千トン

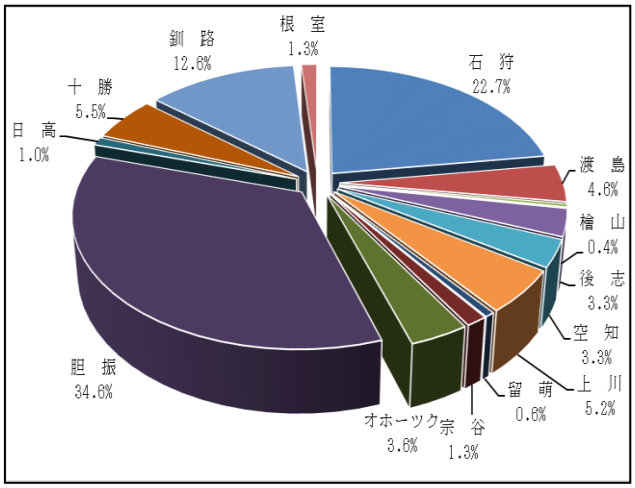

（2）再生利用量

（単位：千トン）

	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
総再生利用量	1,953	885	179	597	552	1,180	288	934	2,228	3,226	737	4,320	2,035	2,385	21,498
構成比	9.1%	4.1%	0.8%	2.8%	2.6%	5.5%	1.3%	4.3%	10.4%	15.0%	3.4%	20.1%	9.5%	11.1%	100%
動物のふん尿を除く再生利用量	1,617	400	51	357	300	456	54	138	278	2,161	131	497	418	132	6,990
構成比	23.1%	5.7%	0.7%	5.1%	4.3%	6.5%	0.8%	2.0%	4.0%	30.9%	1.9%	7.1%	6.0%	1.9%	100%

＊単位未満は四捨五入をしているため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

・総再生利用量 21,498 千トン

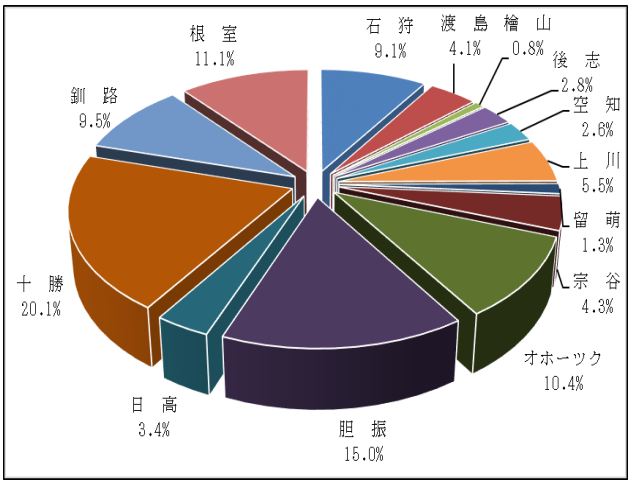

・動物のふん尿を除く再生利用量 6,990 千トン

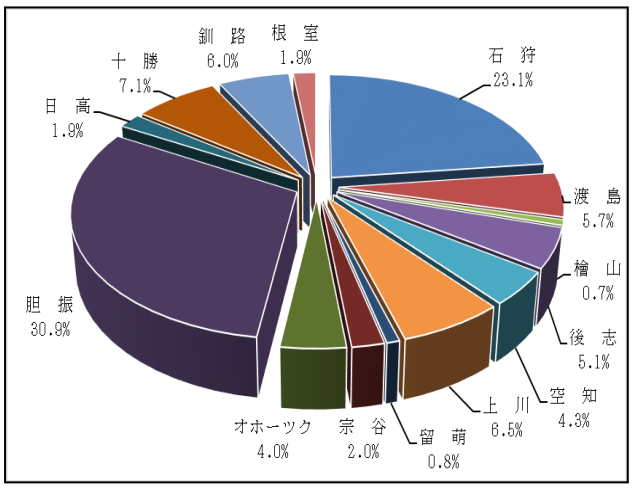

（3）最終処分量

（単位：千トン）

	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
総最終処分量	169	43	4	37	33	50	8	15	42	146	13	72	30	16	679
構成比	24.9%	6.3%	0.6%	5.4%	4.9%	7.4%	1.2%	2.2%	6.2%	21.5%	1.9%	10.6%	4.4%	2.4%	100%

＊単位未満は四捨五入をしているため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

・総最終処分量 679 千トン

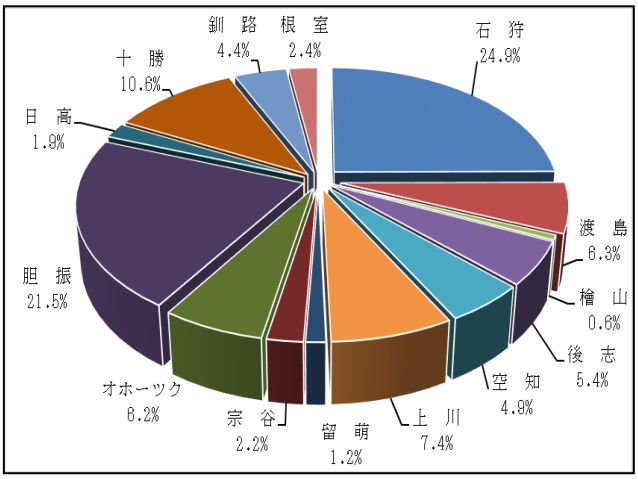

各総合振興局・振興局の所管区域

2 産業廃棄物の処理状況(平成 29 年度)

(1) 種類別

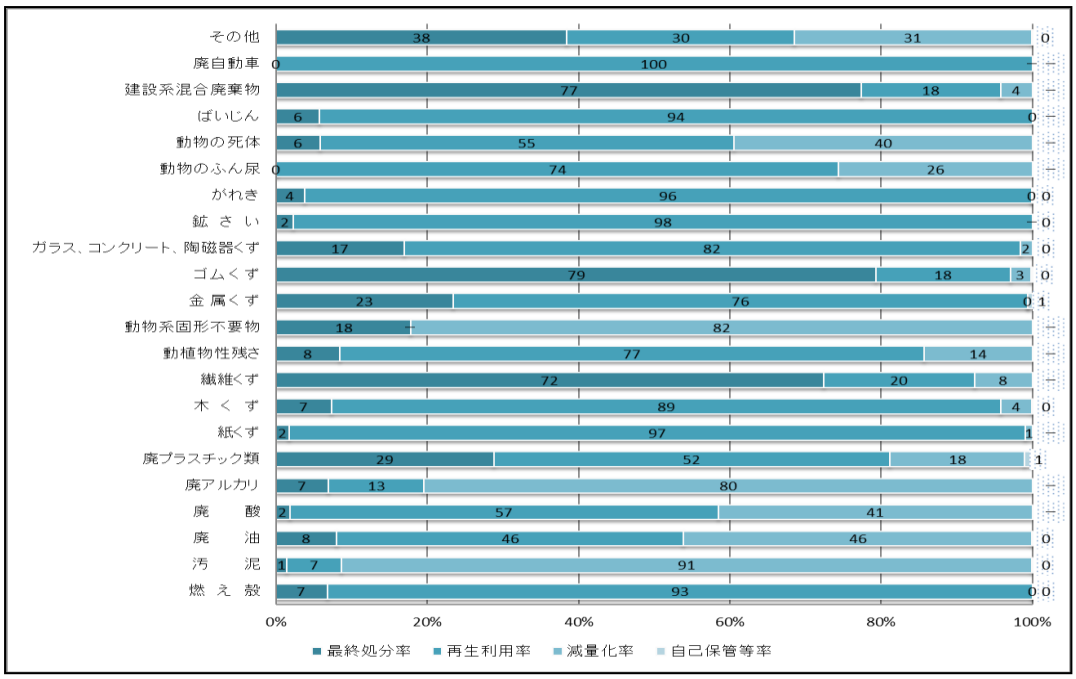

(2) 業種別

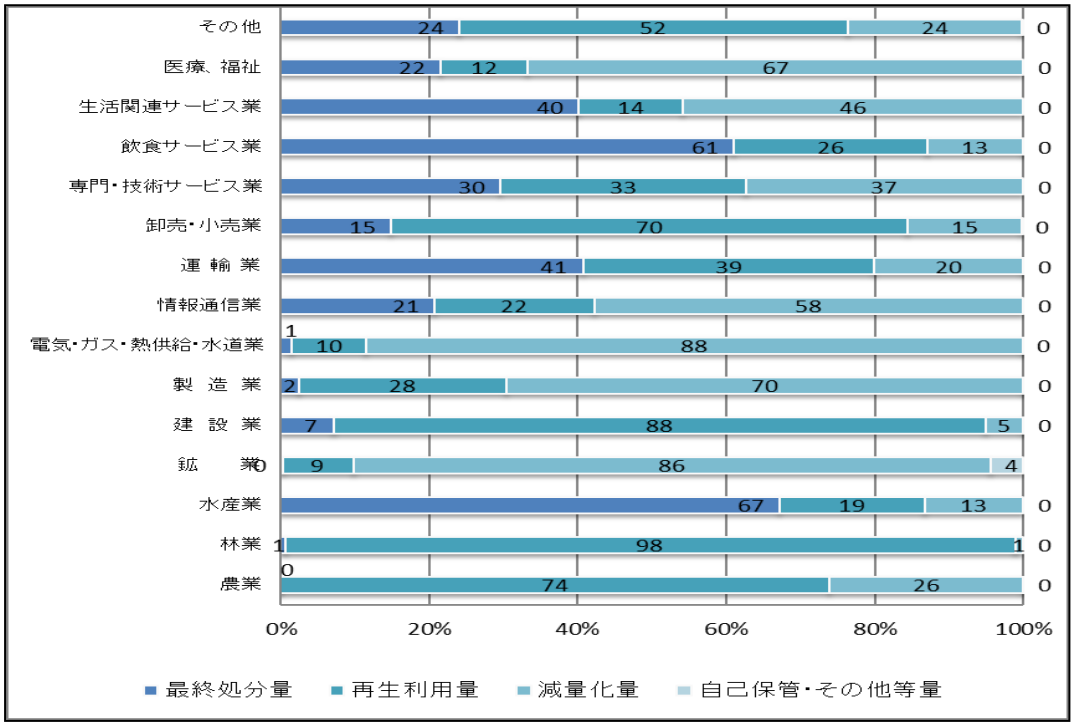

※ 排出量に対する割合

出典:「平成 29 年度 北海道産業廃棄物処理状況調査」

３　ＰＣＢ特別措置法に基づくＰＣＢ廃棄物の保管等に係る届出状況

（平成 30 年 3 月末現在）

種　類		保　管	使　用　中※1	合　計※2
トランス	事業場数	307	170	477
	数量（台）	931	544	1,475
コンデンサ	事業場数	238	17	255
	数量（台）	1,499	111	1,610
柱上トランス	事業場数	8	5	13
	数量（台）	12,054	18	12,072
安定器	事業場数	192	38	230
	数量（台）	19,973	561	20,534
ＰＣＢ及び ＰＣＢを含む油	事業場数	49	2	51
	数量（Kg）	754,720	288	755,008
感圧複写紙	事業場数	1	－	1
	数量（kg）	525	－	525
ウエス・汚泥	事業場数	63	－	63
	数量（kg）	20,353	－	20,353
塗膜	事業場数	8	－	8
	数量（kg）	14,953	－	14,953
その他機器等	事業場数	153	55	208
	数量（台）	1,978	159	2,137

″※　PCB特別措置法に基づき、法定期間内にＰＣＢ使用製品を確実に廃棄し、適正に処理しなければならないこととされている。″

4 産業廃棄物処理業者の状況

年度	区分		収集運搬業			処分業			
			積替あり	積替なし	計	中間処理のみ	最終処分のみ	中間・最終処分	計
平成24年度	道	産廃	412	4,036	4,448	616	24	116	756
		特管	93	365	458	25	11	6	42
	政令市	産廃	103	617	720	100	7	2	109
		特管	50	78	128	5	1	0	6
	道内計	産廃	515	4,653	5,168	716	31	118	865
		特管	143	443	586	30	12	6	48
平成25年度	道	産廃	410	4,116	4,526	612	25	106	743
		特管	94	358	452	24	11	7	42
	政令市	産廃	94	408	502	100	7	2	109
		特管	45	38	83	3	1	0	4
	道内計	産廃	504	4,524	5,028	712	32	108	852
		特管	139	396	535	27	12	7	46
平成26年度	道	産廃	411	4,294	4,705	613	25	109	747
		特管	92	352	444	25	13	5	43
	政令市	産廃	92	225	317	98	7	4	109
		特管	43	18	61	3	2	1	6
	道内計	産廃	503	4,519	5,022	711	32	113	856
		特管	135	370	505	28	15	6	49
平成27年度	道	産廃	416	4,422	4,838	618	25	110	753
		特管	86	366	452	25	13	5	43
	政令市	産廃	86	77	163	98	6	4	108
		特管	43	4	47	3	2	1	6
	道内計	産廃	502	4,499	5,001	716	31	114	861
		特管	129	370	499	28	15	6	49
平成28年度	道	産廃	411	4,422	4,833	613	25	109	747
		特管	85	369	454	26	13	1	40
	政令市	産廃	83	66	149	97	6	4	107
		特管		4	4	3	2	1	6
	道内計	産廃	494	4,488	4,982	710	31	113	854
		特管	498	373	871	29	15	2	46
平成29年度	道	産廃	413	4,486	4,899	616	22	107	745
		特管	85	382	467	22	13	6	41
	政令市	産廃			0				0
		特管			0				0
	道内計	産廃	413	4,486	4,899	616	22	107	745
		特管	85	382	467	22	13	6	41

※出典：産業廃棄物行政組織等調査報告書【環境省】（平成29年度は速報値）

※複数の許可を持つ業者については、それぞれの項目ごとに重複集計している。

※「産廃」：産業廃棄物、「特管」：特別管理産業廃棄物、「中間」：焼却・脱水・再生等の処理、
「最終」：埋立

5 産業廃棄物処理施設の状況

区分		中間処理施設																			最終処分場					処理施設合計	法規制前処分場	合計
年		汚泥脱水	汚泥乾燥	汚泥焼却	廃油油水分離	廃油焼却	廃酸・廃アルカリの中和	廃プラ破砕	廃プラ焼却	木くずの破砕	がれき類の破砕	有害汚泥のコンクリート固化	水銀汚泥のばい焼	廃水銀等の硫化	シアンの分解	木くず等の焼却	廃PCBの分解	PCB汚染物の洗浄・分離	小計	焼却施設実数（再掲）	破砕施設実数（再掲）	しゃ断型	安定型	安定・管理型	管理型	小計			
平成24年度		135	21	26	11	26	4	154	43	317	520	3	6		5	44	2	2	1,319	54	862	10	179	43	72	304	1,623	2	1,625
	道	115	17	24	9	24	3	142	38	288	489	3	6		5	41	2	2	1,208	51	840	10	170	41	64	285	1,493	2	1,495
	政令市	20	4	2	2	2	1	12	5	29	31					3			111	3	22		9	2	8	19	130		130
平成25年度		126	19	26	10	26	4	156	41	323	522	3	5		5	44	2	2	1,314	55	892	10	172	46	67	295	1,609	2	1,611
	道	110	16	23	9	23	3	145	37	291	489	3	5		5	40	2	2	1,203	50	843	10	161	42	59	272	1,475	2	1,477
	政令市	16	3	3	1	3	1	11	4	32	33					4			111	5	49		11	4	8	23	134		134
平成26年度		111	18	26	10	27	4	163	40	328	520	3	7		5	41	2	2	1,307	51	912	10	164	48	68	290	1,594	2	1,596
	道	93	15	23	9	24	3	149	36	293	487	3	7		5	37	2	2	1,188	46	842	10	153	43	60	266	1,454	2	1,456
	政令市	18	3	3	1	3	1	14	4	35	33					4			119	5	70		11	5	8	24	140		140
平成27年度		112	17	27	10	29	4	167	40	338	530	3	7		5	42	2	2	1,335	55	937	10	166	52	64	292	1,627	3	1,630
	道	97	15	24	9	26	3	153	36	302	498	3	7		5	38	2	2	1,220	47	862	10	155	47	57	269	1,489	3	1,492
	政令市	15	2	3	1	3	1	14	4	36	32					4			115	8	75		11	5	7	23	138		138
平成28年度		108	16	27	10	29	4	167	39	345	524	3	7		5	42	2	2	1,330	54	938	10	166	53	61	290	1,620	2	1,622
	道	93	14	24	9	26	3	153	35	309	492	3	7		5	38	2	2	1,215	46	863	10	155	48	54	267	1,482	2	1,484
	政令市	15	2	3	1	3	1	14	4	36	32					4			115	8	75		11	5	7	23	138		138
平成29年度		106	15	28	10	28	4	168	39	355	530	3	7	1	5	42	2	2	1,344	54	954	10	167	53	62	292	1,636	2	1,638
	道	91	13	25	9	25	3	154	35	319	498	3	7	1	5	38	2	2	1,229	46	879	10	156	48	55	269	1,498	2	1,500
	政令市	15	2	3	1	3	1	14	4	36	32					4			115	8	75		11	5	7	23	138		138

※　許可件数は未設置を含む。
※　複数の許可を持つ施設があるため、内訳の計と合計が一致しないことがある。
※　「法規制前処分場」とは、昭和52年以前に設置された最終処分場をいう。
※　処分場の数には埋立終了後、未廃止のものも含む。

６ 不法投棄等の残存状況(地域別)(平成 29 年度)

振興局＼種類		燃え殻	廃プラ				木くず		動植物性残さ	金属くず	ガラス、コンクリート、陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物	計
			農業系	建設系	廃タイヤ	その他	建設系	その他						
空知	件										1		1	2
	t										44,000		450	44,450
石狩	件		1		4	3	5					3	2	18
	t		45		362	8,160	39,560					3,749	4,222	56,097
後志	件				1	1								2
	t				256	100								356
胆振	件				1	1								2
	t				17	21								38
日高	件					1							1	2
	t					400							600	1,000
渡島	件	1		1	1		1		1		1	1		7
	t	64		614	53		1,094		4,377		220	340		6,762
檜山	件											1		1
	t											11		11
上川	件			1			1							2
	t			166			10							176
留萌	件											1		1
	t											15		15
宗谷	件									1		1		2
	t									13		222		235
オホーツク	件			1	2	1	1		1			2	1	9
	t			10	151	2,799	1,650		400			191	1,383	6,584
十勝	件				1	1								2
	t				10	2,000								2,010
釧路	件									1		1	1	3
	t									20		20	150	190
根室	件				1		1	1						3
	t				90		20	36						146
政令市	件				1		1					1	2	5
	t				28		11					58,668	4,980	63,687
計	件	1	1	3	12	8	10	1	2	2	2	11	8	61
	t	64	45	790	967	13,480	42,345	36	4,777	33	44,220	63,216	11,785	181,757

※　廃棄物処理法第 12 条第 1 項、第 12 条の 2 第 1 項に規定する処理基準に適合しない処分が行われたもの及び第 16 条の規定に違反し投棄されたもののうち、１件あたりの量が１０ｔ以上で平成 29 年度末に残存している件数と量。

なお、件数と量については、各案件における最も量の多い廃棄物の種類に集計している。

また、量については単位未満を四捨五入で計算し表記しているので、合計値が合わない場合がある。